

7月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 7 月 28 日(水)11:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (2) 保育園利用者相談室について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-09、10-10
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他
 - ・ 8月は「かながわ子ども・子育て支援月間」です！(神奈川県)
 - ・ 第4回かながわ子ども・子育て支援大賞募集中！(神奈川県)
 - ・ 「第3回子どもサポートネットワーク・フォーラム」への参加及び周知について(神奈川県)
 - ・ 保育活動専門員認証制度について(全保協)
 - ・ かながわ幼児の体力&生活習慣診断ソフト「カナッキーのすくすくチェック」(神奈川県)…別途会員に配布予定です。
 - ・ 正しく知ろう！子どものアトピー、食物アレルギー(アレルギーを考える母の会)
 - ・ 平成22年度安全・安心まちづくり 次期リーダー養成講座・リーダーレベルアップ講座のご案内(神奈川県)
 - ・ 「保育年報2010」、「私たちの指導計画2010」(全国保育協議会等編)…別途会員に周知予定です。
 - ・ 保育会会員名簿(22.7.27現在)

※次回企画運営委員会開催予定

平成 22 年 9 月 16 日(木)14:00～ 県社会福祉会館 第2会議室
(今年度事業計画の月間行事予定表に記載の開催日から変更になって
いますので、ご注意下さい。)

県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成22年7月28日(水) 14:00 ～
場 所 キャメロット・ジャパン

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 都築 融光

3 出席者自己紹介

4 第1部 連絡協議会

議 題

- (1) 神奈川県における保育の状況と国の動向について
・神奈川県・船本次世代育成課長の講演と質疑応答、意見交換
- (2) 神奈川県保育会創立50周年記念大会の開催について
- (3) 県、市町へのアンケートについて
- (4) 神奈川県保育会の事業概要について
- (5) その他

5 第2部 意見交換会

6 閉 会

県・市町連絡協議会進行表

司会 真壁総務部長

時間	内 容	担当(敬称略)
13:00	受付	
14:00 (30分)	開会 主催者挨拶 出席者自己紹介(県、市町、保育会の順)	相馬副理事長 都築理事長
14:30 (30分)	第1部 連絡協議会 議題 (1)「神奈川県における保育の状況と国の動向について」	県次世代育成課 船本課長
(15分)	— 休 憩 —	
(50分)	・ 質疑・意見交換	
(10分)	— 休 憩 —	
16:15 (10分)	(2) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の開催について	宮田副理事長
(15分)	(3) 県、市町へのアンケートについて	萩原副理事長
(20分)	(4)「神奈川県保育会の事業概要」 ・ 質疑・意見交換	(資料配布)
17:00 (15分)	第1部閉会 — 休 憩 —	真壁部長
17:15 (90分)	第2部 意見交換会 開会挨拶 市町代表挨拶・乾杯 — 懇 談 —	真壁部長 富田顧問 〇市課長
18:45	閉会	榊居副理事長

「神奈川県における保育の状況と国の動向」

～県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会～

平成22年7月28日(水)

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部

次世代育成課長 船本 和則

1 神奈川県における保育の状況

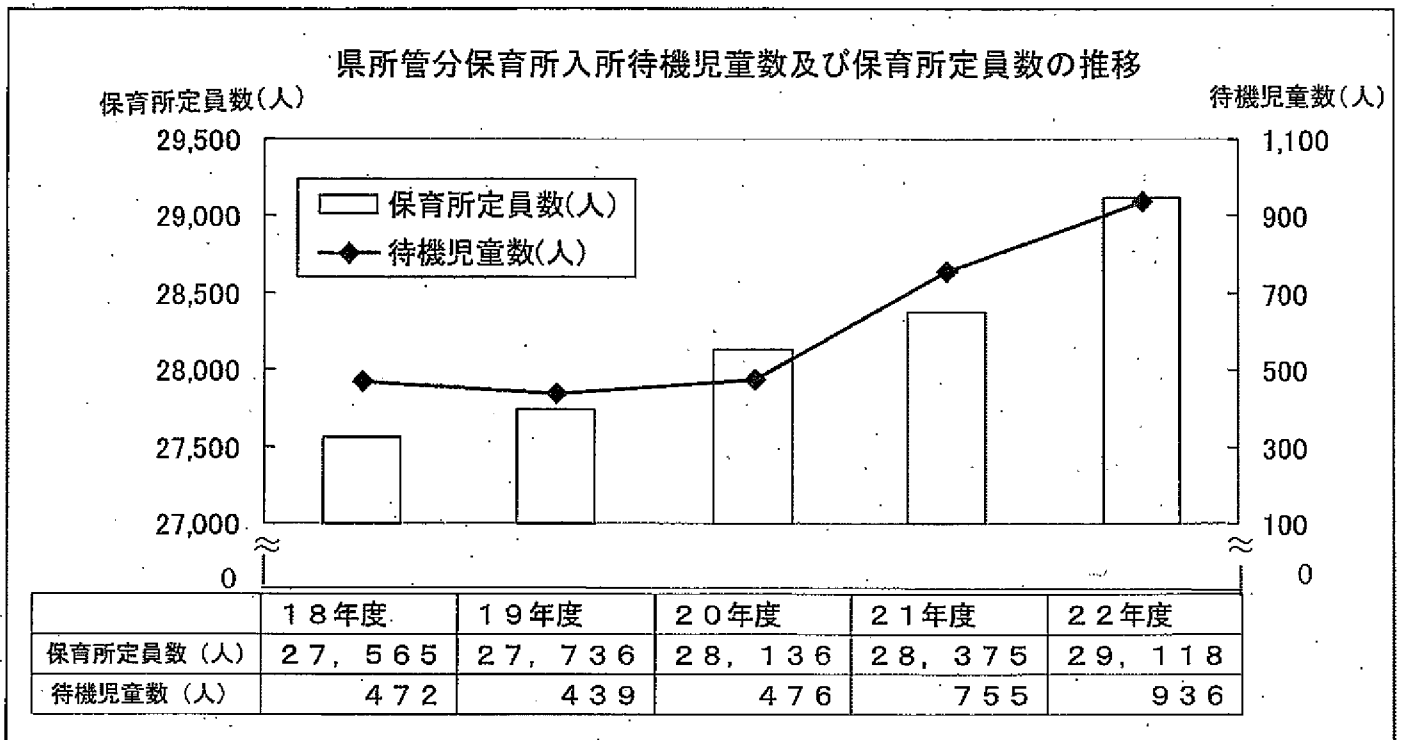
2 国の動向

3 その他

保育所入所待機児童数の状況について

1 保育所入所待機児童数等の状況

- 平成 22 年 4 月 1 日現在の県所管域（政令指定都市・中核市を除く。）の保育所入所待機児童数は、昨年より 181 人増（前年比+24.0%）の 936 人となりました。
- 一方、平成 22 年 4 月 1 日現在の保育所の定員数（県所管域）は 29,118 人で、施設整備等により、昨年度は 743 人の定員増を図りました。



2 本年の主な特徴について

- 県所管域においては、昨年に比べ待機児童数が増加した市町村は、鎌倉市等 10 市町村、減少した市町村は平塚市等 8 市町となりました。
また、保育所入所待機児童数が 50 人以上の市町村は、前年度の 3 市（藤沢市、茅ヶ崎市、大和市）から 1 市（鎌倉市）増えて、4 市となりました。
- 保育所の定員数を増やしたにもかかわらず、待機児童数が増えたことの要因としては、厳しい経済情勢を背景として母親の就労希望が増加していることや、育児休業取得後の職場復帰に伴う入所希望が増加傾向にあること等が考えられます。
- なお、政令指定都市・中核市を含む県全体としては、平成 22 年 4 月 1 日現在で、昨年より 872 人増（前年比+26.9%）の 4,117 人となりました。

問い合わせ先	神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
	次世代育成課 船本、井上
電 話	045-210-4660 (直通)
F A X	045-210-8857

保育所入所待機児童数の状況

(各年4月1日現在。単位:人)

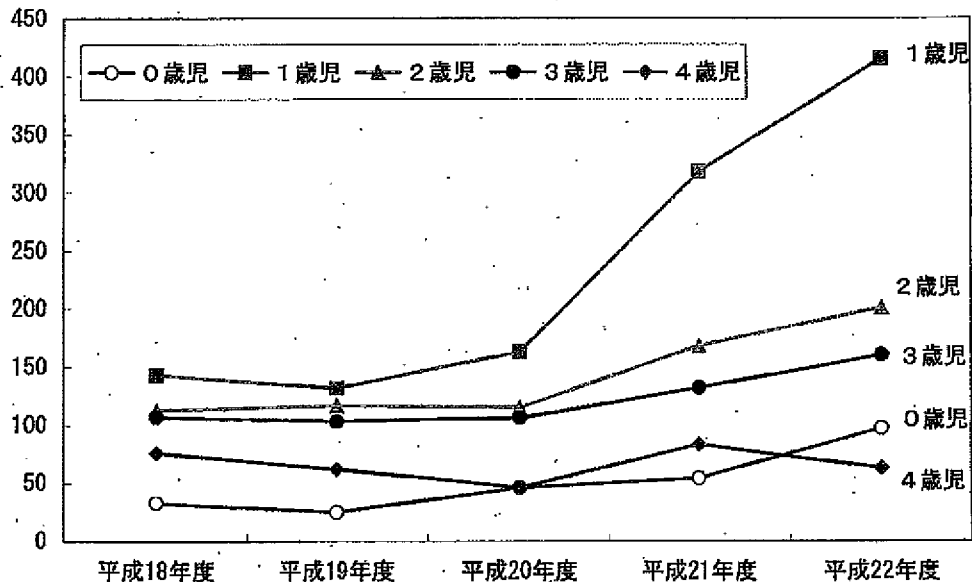
市町村名	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
平塚市	30	42	9	35	37
鎌倉市	57	44	34	32	41
藤沢市	287	144	38	30	24
小田原市	15	40	32	33	22
茅ヶ崎市	167	143	101	72	98
逗子市	10	5	2	0	0
三浦市	0	0	0	0	0
秦野市	45	26	18	13	19
厚木市	47	41	39	33	23
大和市	119	88	46	47	48
伊勢原市	18	27	18	18	12
海老名市	20	20	29	29	28
座間市	34	39	21	21	36
南足柄市	2	2	6	0	0
綾瀬市	30	32	30	32	34
葉山町	28	34	14	12	13
寒川町	10	9	6	8	3
大磯町	7	6	7	0	0
二宮町	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	2	0
大井町	0	2	15	9	3
松田町	0	3	5	7	5
山北町	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0
愛川町	8	8	6	6	8
清川村	2	0	0	0	5
城山町					13
津久井町					
相模湖町					
藤野町					0
県所管計	936	755	476	439	472
横浜市	1,552	1,290	707	576	353
川崎市	1,076	713	583	465	480
相模原市	514	439	305	322	222
横須賀市	39	48	61	20	50
政令・中核市合計	3,181	2,490	1,656	1,383	1,105
県合計	4,117	3,245	2,132	1,822	1,577

年齢別保育所入所待機児童数の推移（県所管分）

年度	施設数	定員数 (人)	待機児童数（人）					計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	
平成22年度	295	29,118	97	415	201	160	63	936
平成21年度	290	28,375	54	318	168	132	83	755
平成20年度	287	28,136	46	163	115	106	46	476
平成19年度	283	27,736	25	132	117	103	62	439
平成18年度	282	27,565	33	143	113	107	76	472

年齢別保育所入所待機児童数の推移（県所管分）

待機児童数（人）



I 子育て支援施策の充実

予算額: 372億8,305万円

【基本的な考え方】

- 子育て支援対策の充実に向け、「子ども・子育て支援推進条例」に基づく事業に取り組むほか、ひとり親家庭への就業支援、待機児童解消に向けた民間保育所への支援などを行う。
- 新待機児童ゼロ作戦を踏まえた保育サービスの充実・強化に向け、既存事業を見直し、放課後児童クラブや認定保育施設等への支援を拡充する。
- また、国の子育て支援対策臨時特例交付金を原資として造成した「安心子ども基金」を活用し、保育所等緊急整備事業、家庭的保育改修事業等を実施する。

1 保育所入所待機児童解消に向けた取組みの促進

合計 89億1,303万円

主な事業名	内 容 等	予 算
安心子ども交付金事業費 ＜基金事業＞	国の子育て支援対策臨時特例交付金を原資として造成した「安心子ども基金」を活用し、保育所等緊急整備事業、家庭的保育改修事業等を実施する。	49億7,990万円
・保育所等緊急整備事業費	新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間として、保育所の緊急整備等に係る費用を助成する。	42億450万円
・ 新 保育所緊急整備事業費 (低年齢児特化型分園)	低年齢児受入れに特化した保育所分園を設置するための費用を助成する。	4億1,583万円
・ 新 園バス等整備費補助	待機児童解消を図るため、低年齢児特化型分園を設置した場合に、園バス等の購入経費に対して助成する。	7,500万円
・ 新 保育士雇用緊急促進事業費補助	低年齢児特化型分園設置により新たに必要となる保育士の募集費用等に対し助成する。	1,233万円
・ 新 幼稚園・保育所連携強化調査研究事業費補助	幼稚園と保育所が連携し、それぞれの特徴を活かしながら、一体となって待機児童の解消に向けた緊急的・実践的な調査研究を行う事業に対して助成する。	4,500万円
・家庭的保育改修事業費	家庭的保育(保育ママ)事業を推進するため、その実施場所の改修費に係る補助を実施する。	8,380万円
・認定子ども園整備事業費	学校法人等が行う幼保連携型、幼稚園型、保育所型の認定子ども園施設整備に係る補助を実施する。	5,950万円
民間保育所運営費補助	民間保育所入所児童の処遇向上のため、国の基準を超えて保育士を配置する場合等の経費を市町村に対して助成する。	11億2,877万円
民間保育所運営費負担金	保育所入所児童の福祉の向上を図るため、運営費用の一部を負担する。	23億7,293万円
一部 新 認定保育施設等補助事業費	認可保育所が不足している地域での待機児童の解消等を目的とし、認定保育施設等の運営費を助成する。また、平成22年度からは、多子家庭の経済的な負担の軽減を図り、その生活の質や児童の養育環境を向上させるとともに、認定保育施設の兄弟入所を推進させるため、兄弟入所児童減免加算制度を設ける。	1億4,880万円
事業所内保育施設設置促進費補助	事業所内保育施設を新たに設置する場合に、その設置経費を補助することで、事業所内保育施設を増加させ、次世代育成支援・待機児童解消の促進を図る。	250万円
院内保育事業運営費補助	医師、看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費に対して助成する。	2億6,518万円
院内保育所施設整備費補助	医師・看護職員の離職防止と再就業促進のため、新たに開設する院内保育所の施設整備に対して助成する。	1,277万円

2 子育てを支える地域社会の基盤の充実

合計 241億698万円

主な事業名	内 容 等	予 算 額
児童手当県負担金	国の子ども手当の創設に伴い、子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当部分を市町村に対して負担する。	199億9,860万円
小児医療費助成事業費	市町村が実施する小学校就学前の通院及び中学校卒業までの入院に係る医療費の助成制度に対して、その費用の一部を補助する。	35億904万円
放課後子ども教室推進事業費補助 ※1	市町村が実施する放課後子ども教室推進事業に助成する。	3,162万円
⑨子どもの健全育成プログラム策定 推進モデル事業費	生活保護世帯における子どもが健全に育成される環境を整備し、子どものいる生活保護世帯の自立を支援するため、県所管(町村)の福祉事務所に相談員を配置するとともに、子どもの成長や抱える課題に即し、組織的に支援するモデル的な自立支援プログラムを策定・実施する。	1,130万円
民間保育所運営費補助(地域育児センター・基本事業分)	保育所近隣の子育て家庭交流事業、世代間交流事業等の地域育児センター事業を実施する経費の一部を市町村に対して助成する。	1,078万円
次世代育成支援行動計画推進費	「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」及び「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」の推進を図り、子どもと家庭への支援に対する研修や表彰等を実施する。	551万円
子ども・子育て支援活動活性化促進 事業費	地域ぐるみでの子ども・子育て支援の強化を図るため、民間の知恵や経験を生かした子ども・子育て支援活動の促進と取組みの成果の普及を図る。	630万円

3 ひとり親家庭への支援の充実

合計 29億6,820万円

主な事業名	内 容 等	予 算
⑨ひとり親家庭就業支援事業	ひとり親家庭の親に対し、職業紹介を行う企業等に委託し、職場開拓、面接等のアドバイス、就職に関する適性調査など就職活動の支援を行う。	612万円
高等技能訓練促進等事業費	母子家庭の母を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するために給付金を支給する。また、市が実施する、高等技能訓練促進等事業に対して、その費用の一部を助成する。	1億6,486万円
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭等の経済的自立を援助するため、配偶者のいない女子で現に児童を養育している者や寡婦に対して、各種資金を貸し付ける。	4億8,904万円
ひとり親家庭等医療費助成事業費	市町村が実施するひとり親家庭等に対する医療費の助成制度に対し、その費用の一部を助成する。	14億4,557万円
一部⑨児童扶養手当給付費	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。また、平成22年度からは、新たに父子家庭の父等に対しても支給対象を拡大する。	8億5,354万円

4 多様な保育サービスの拡充

合計 12億9,484万円

主な事業名	内 容 等	予 算
⑨延長保育事業費補助	民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するために必要な経費を市町村に対して助成する。	6億3,601万円
特別保育事業費補助	夜間保育事業、病児・病後児保育事業及び休日保育事業の推進並びに待機児童解消に資する保育所分園の設置促進、家庭的保育事業及び特定保育事業を行う市町村に対して助成する。	7,256万円
放課後児童健全育成事業費補助	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童(10歳未満)等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して助成する。	5億7,687万円

※1の事業は、教育局で計上

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

（個人給付）

（1）子ども手当（個人への現金給付）

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

（2）子育て支援サービス（個人への現物給付）

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付（一時預かり等）を行う。

（3）現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
 - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
 - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

（4）妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園（仮称）

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園（仮称）については、「幼保一体給付（仮称）」の対象とする。

② 小規模保育サービス

- 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的にご利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

- 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

- 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

⑦ 病児・病後児保育サービス

- 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ（別紙）

（給付の仕組み）

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることが出来る公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み（利用者補助方式）とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

（多様な事業者の参入による基盤整備）

- 幼保一体給付（仮称）の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入（指定制の導入）する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付（仮称）の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコルフットィングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
 - サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - 施設整備費の在り方を見直す。
 - 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等

を条件に、他事業等への活用を可能とする。

- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付（仮称）

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

(5) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計（勘定）の活用などにより、子ども・子育て勘定（仮称）を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

V 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。（再掲）
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。
- こども指針（仮称）に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園（仮称）としての機能の一体化を推進する。
- こども園（仮称）については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円

滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

VI 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

VIII その他

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

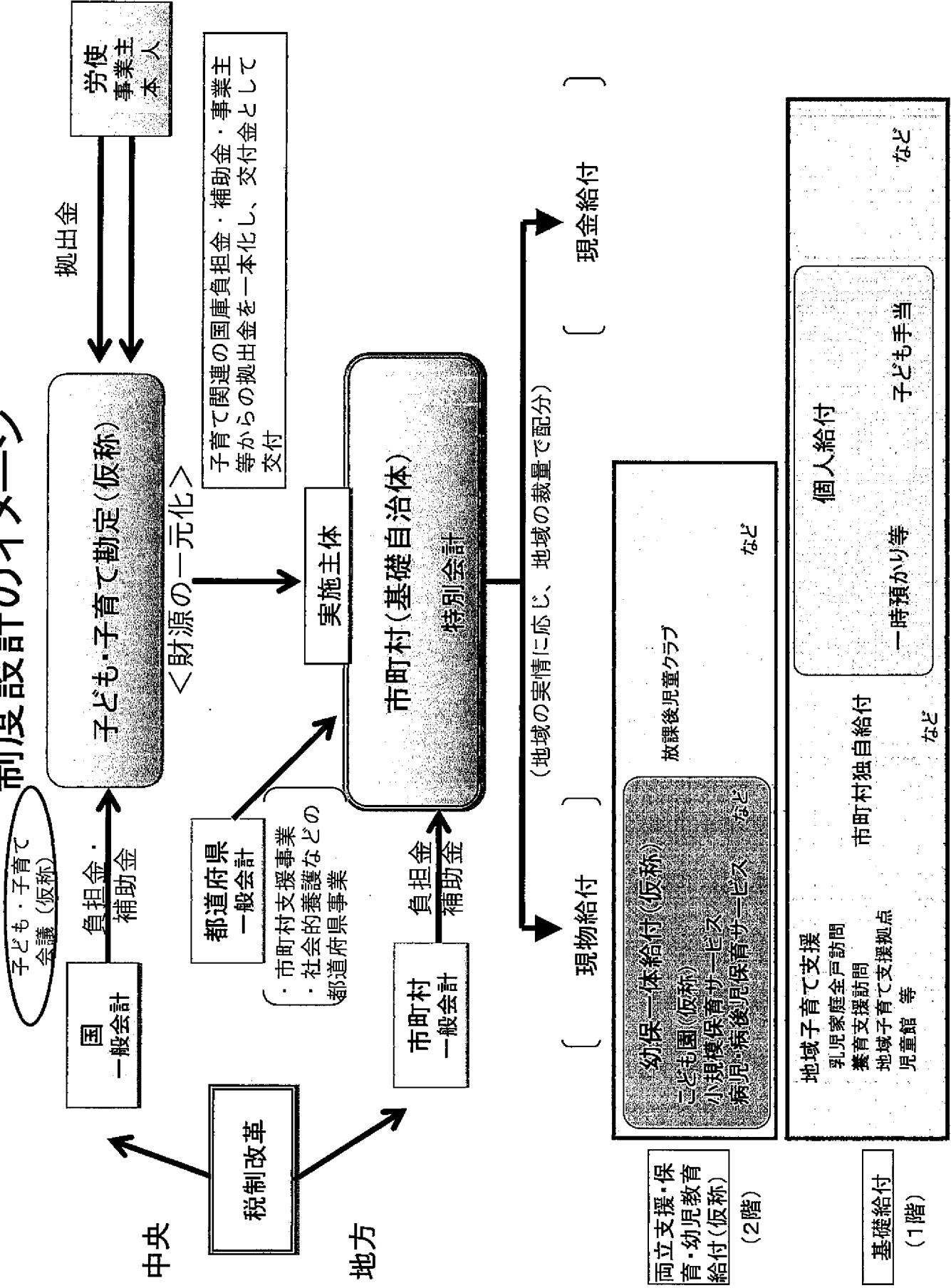
IX 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。

※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。

- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

制度設計のイメージ



中央

地方

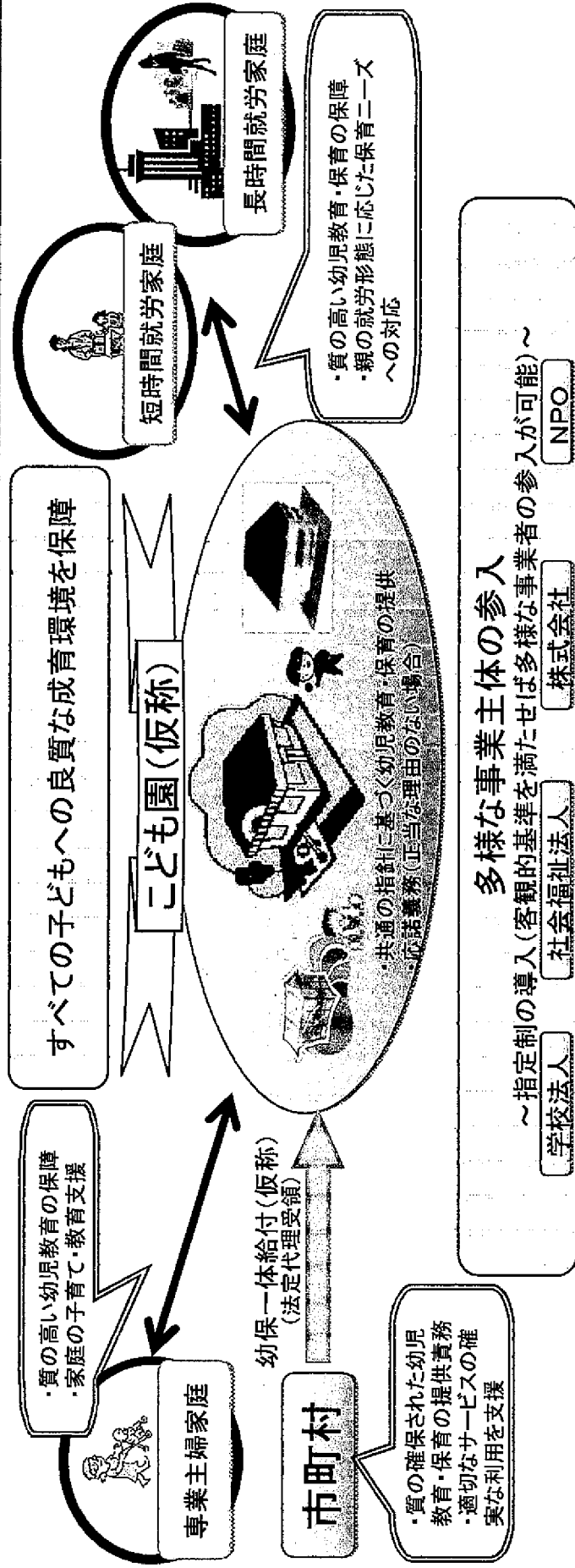
両立支援・保育・幼児教育給付 (仮称) (2階)

基礎給付 (1階)

イメージ① こども園(仮称)

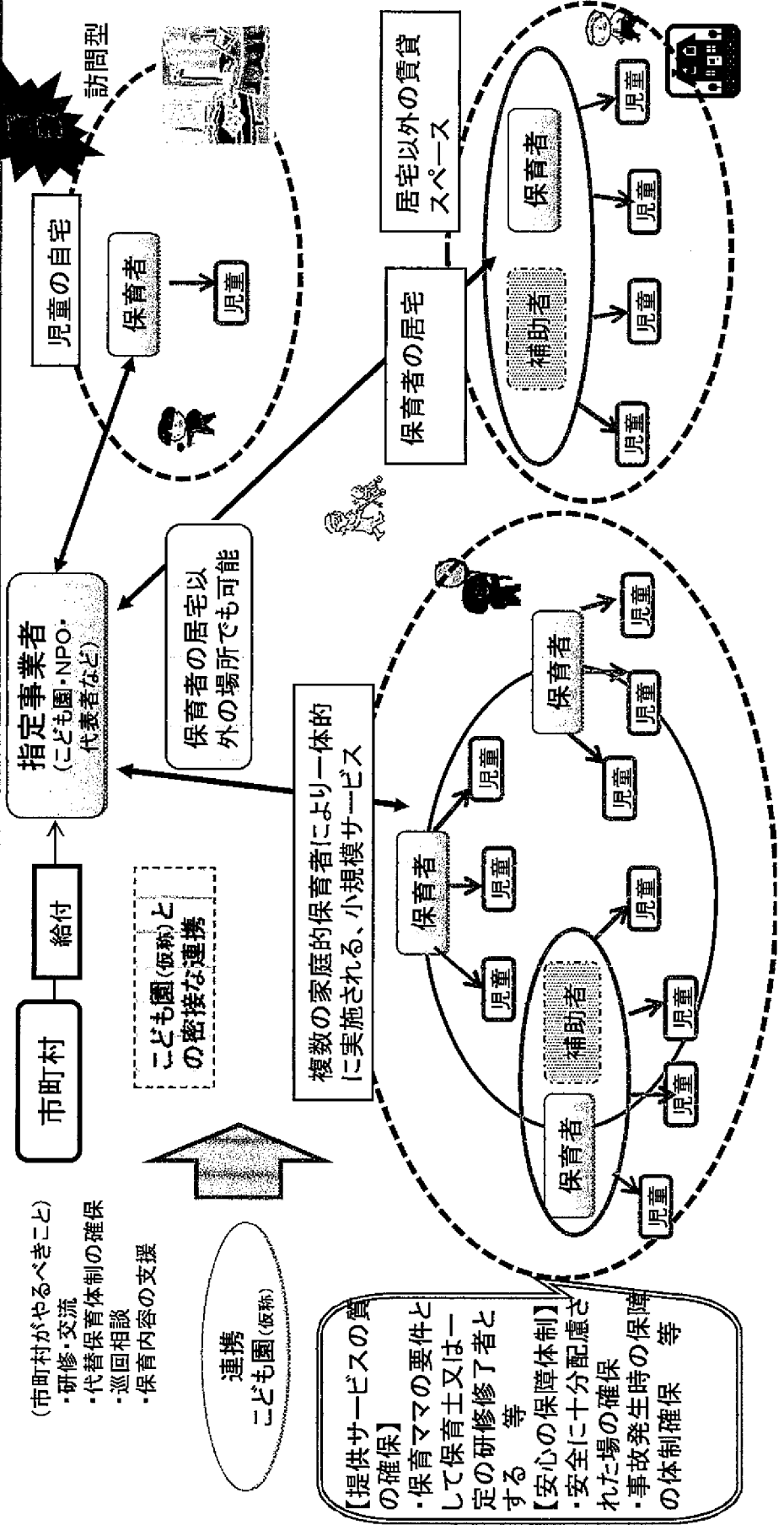
別紙

- 幼稚園・保育所の一体化
幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- 給付の一体化
幼保一体給付(仮称)による財政支援
- 機能の一体化
こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
→ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
- 多様な事業主体の参入
学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。



イメージ②-1 小規模保育サービス①

- 少人数を対象とするきめ細やかな保育
少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。
- 家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象)
主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。
- 訪問型によるサービスを新設

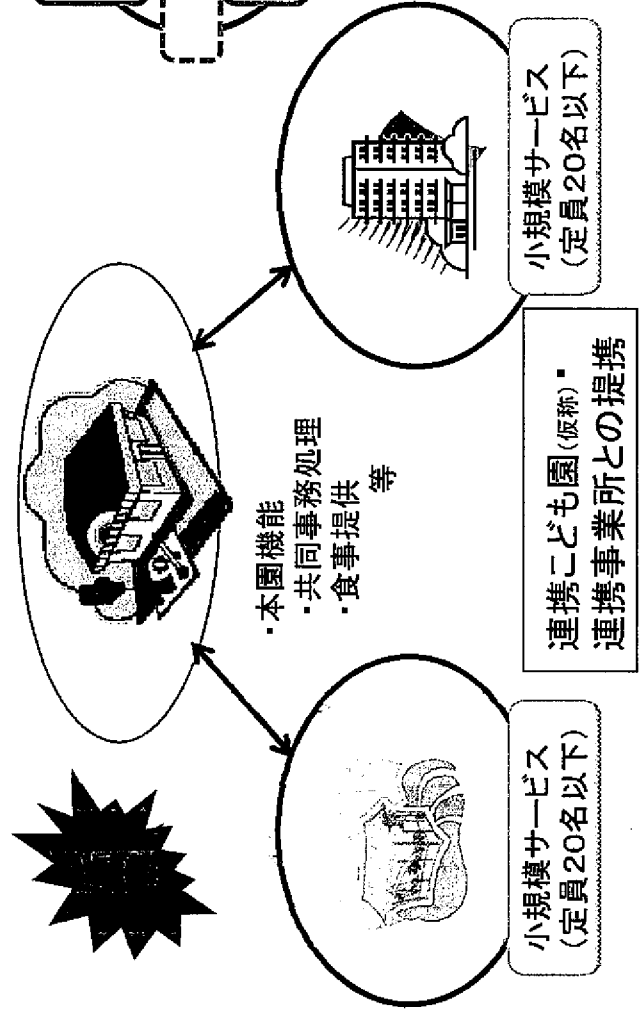


イメージ②-2 小規模保育サービス②

● 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定

- ・ 3歳未満児に重点化した需要に対応
3歳未満児に特化したサービス類型の推進
- ・ へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス
6～19人定員のサービス類型の創設等

【イメージ①】 連携型・サテライト型



都市圏で行う賃貸などでの
小規模定員のサービス

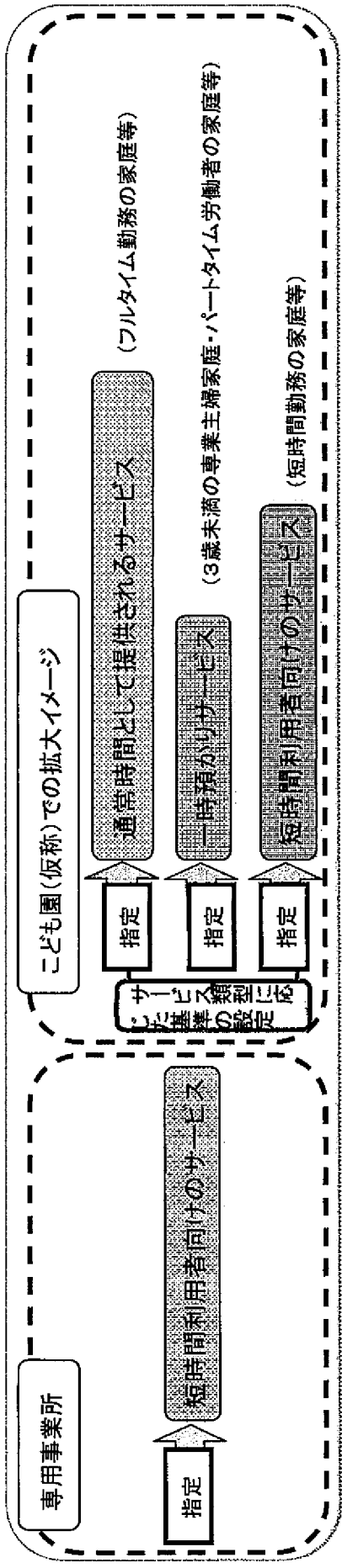
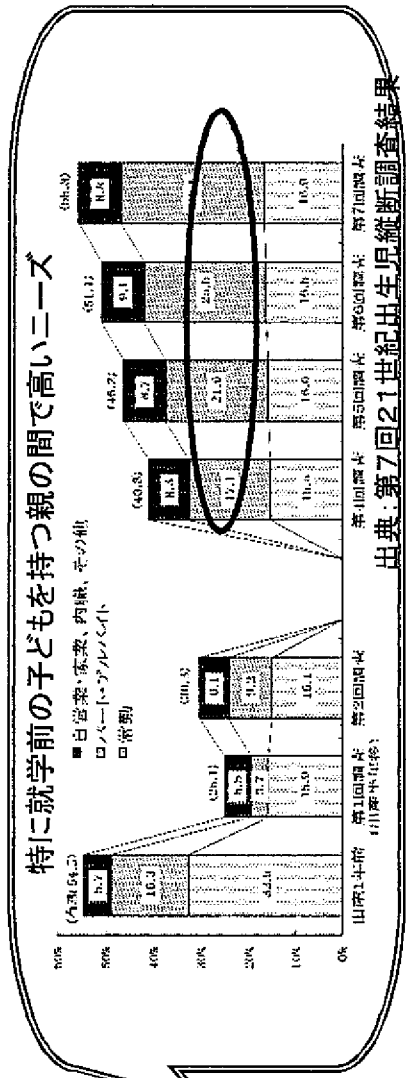
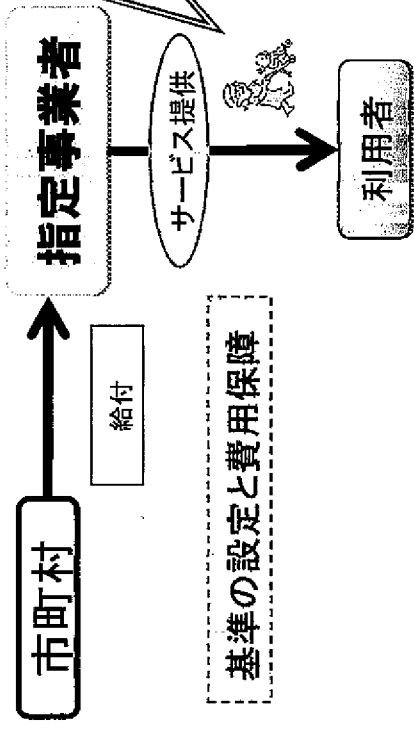
【イメージ②】多機能型



人口減少地域などにおける
多機能型のサービス

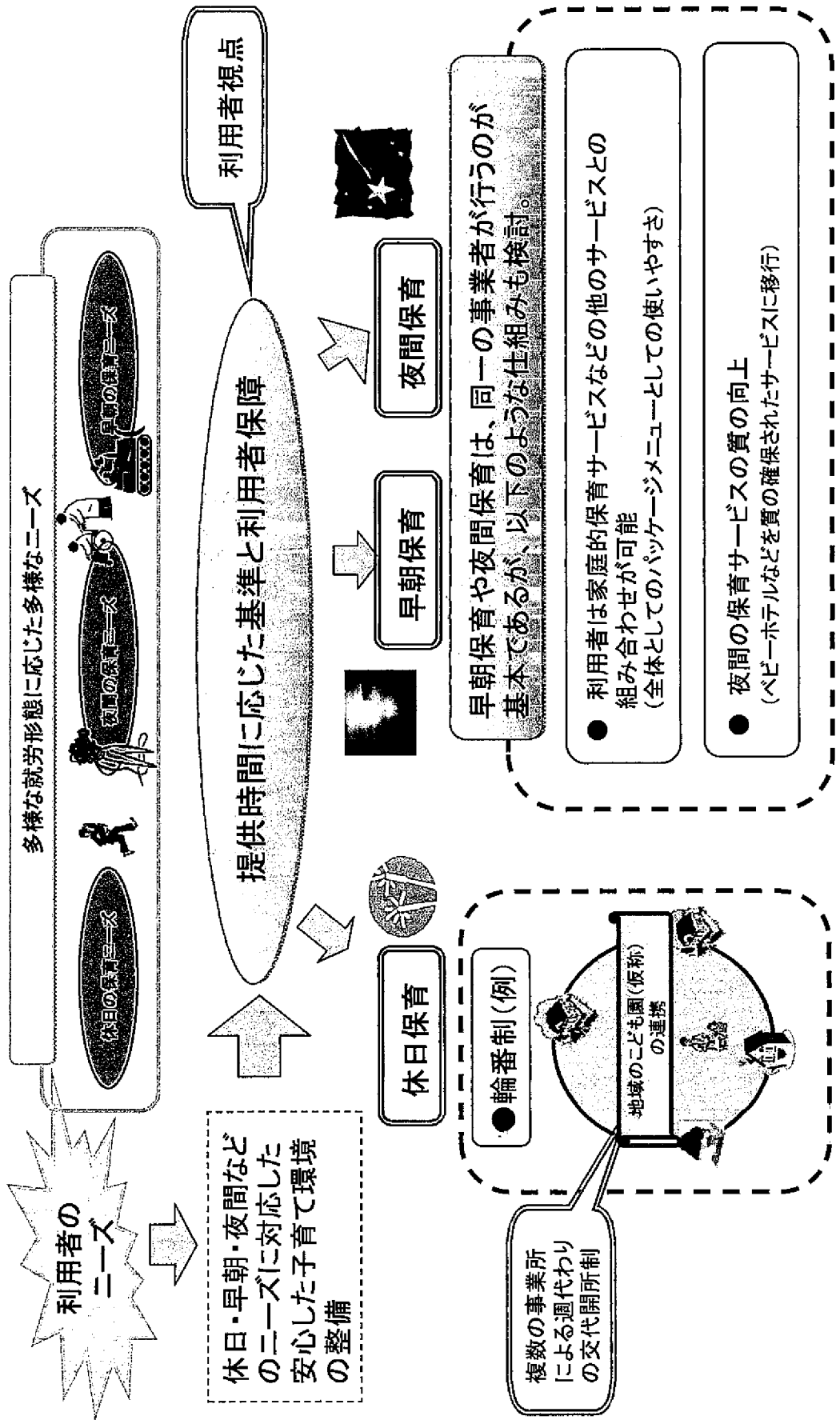
イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設
実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めめるニーズが高いことを踏まえ、日数、時間、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大



イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

● 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備
 早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備

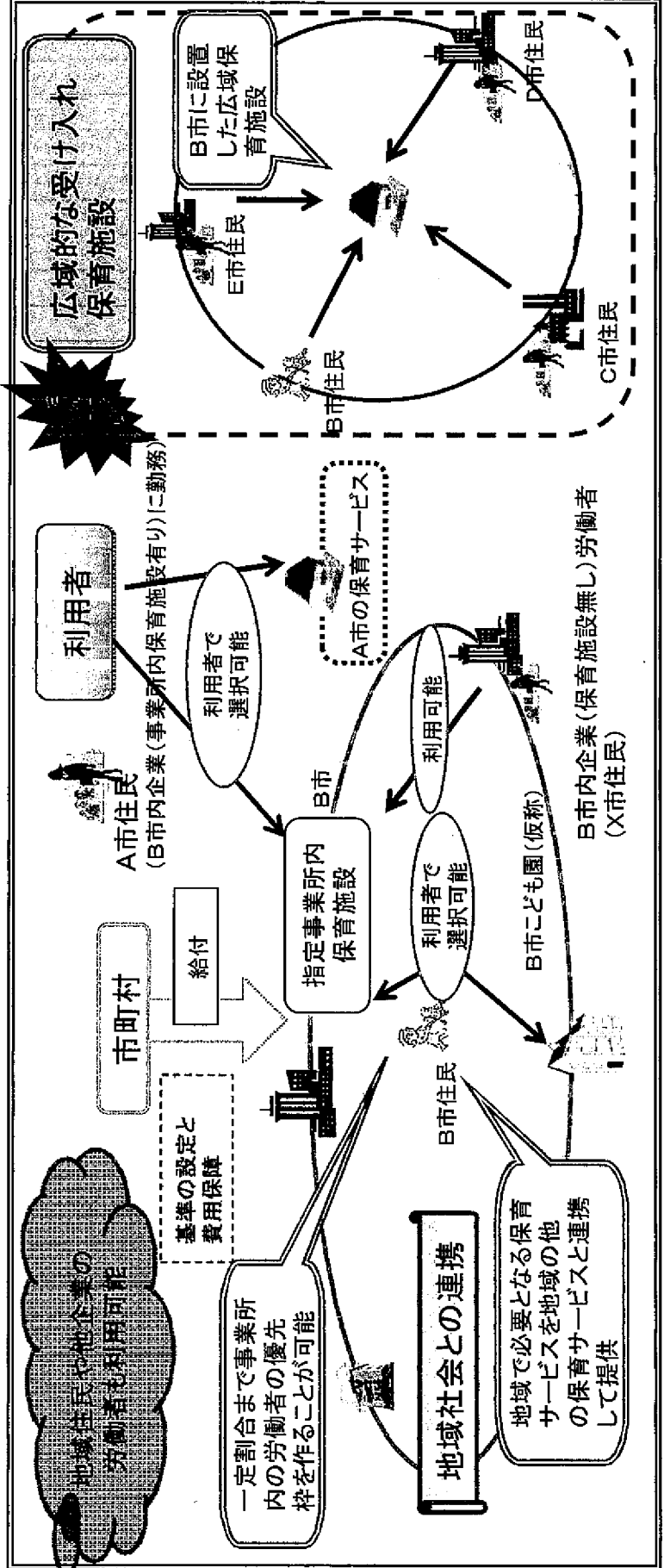


イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

● 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備
 居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。
労働者にメリット

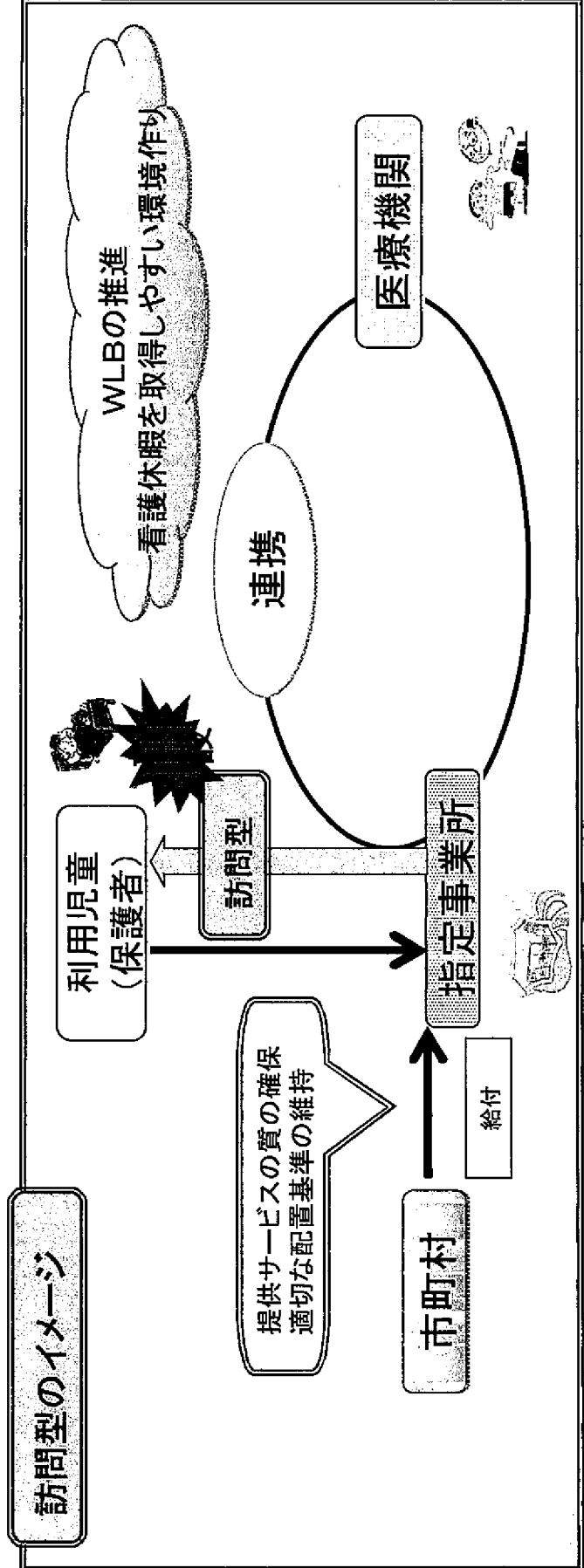
● 企業の人材確保とその定着に貢献
企業にメリット

● 地域社会への貢献
 事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携
地域にメリット



イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

- 子どもの態様に応じた利用
 - ・ すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化
すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
 - ・ 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)
(感染症等専用の保育を必要とする場合など)
- 事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築
- ・ 訪問型の新設(指定事業者)の検討
研修を受けた看護師・保育士等による訪問医療機関と連携したサービス提供

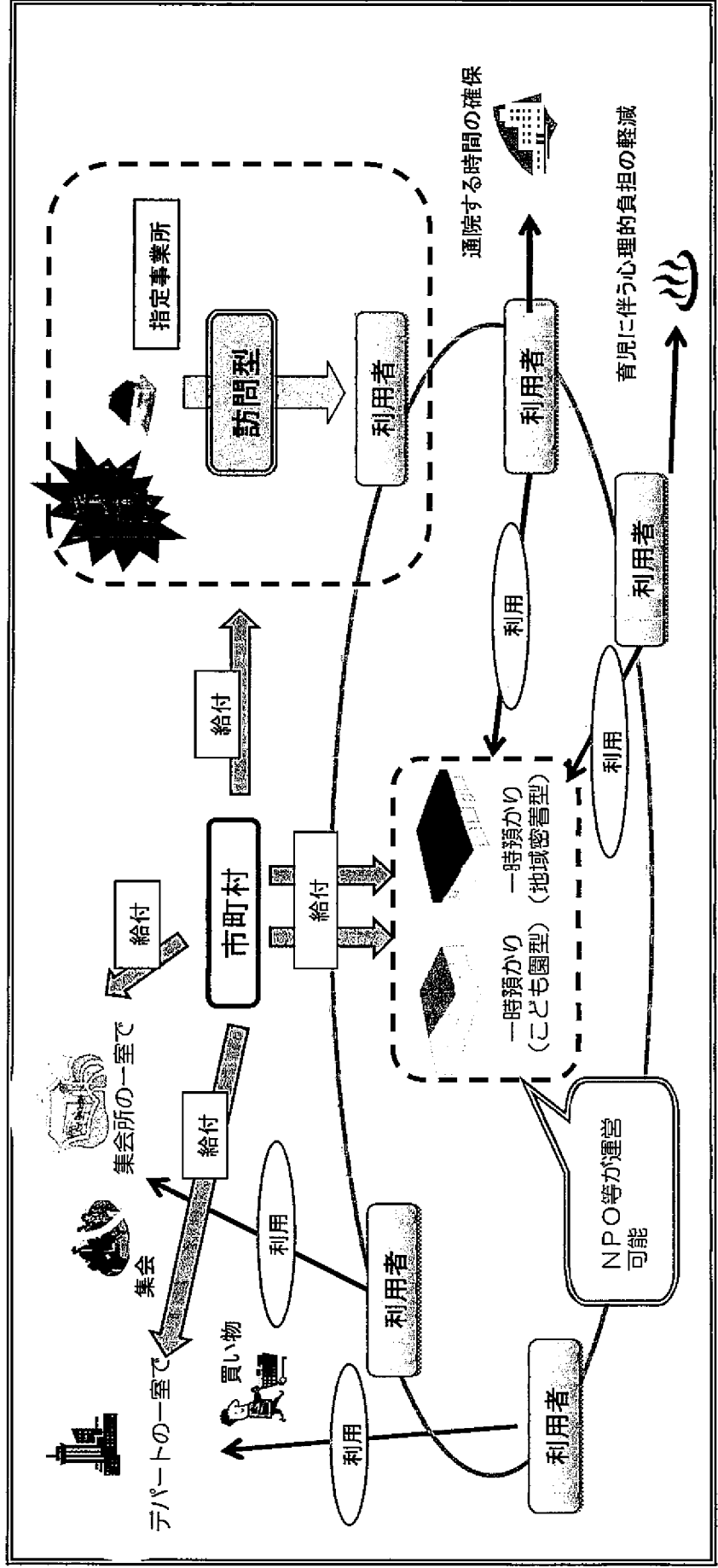


(参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称)その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、
社会的事由 等

専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における
様々なニーズに対応



09 厚生労働省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	090400	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	第2種社会福祉事業における社会福祉法人の評議員会の設置及び経理区分明確化の緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	0037010	
提案主体名	横浜市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第42条(評議員会) ・「社会福祉法人の認可について」(児発908号)平成12年12月1日通知 第3 4 評議員会 ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(雇児発第0430001号)平成21年4月30日通知 ・社会福祉法人会計基準の制定について(雇児発第0220001号)平成19年2月20日改正 3 会計基準運用上の留意点 別紙第4条(経理区分) ・「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について(雇児保発第0430001号)平成21年4月30日通知
制度の現状	<p>社会福祉法上の第2種社会福祉事業である、一時預かり事業を行う場合には、評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。</p> <p>(経過措置として、3年間(平成23年度末まで)の猶予期間あり)</p>

求める措置の具体的内容	評議員会の設置、経理区分明確化の経過措置の延長措置等
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第二種社会福祉事業にかかる評議員会の設置、経理区分明確化等の緩和措置を講ずることにより、在宅子育て支援の充実や保育所待機児童解消の重要部分を担っている一時預かり事業を維持、拡大する。</p> <p>提案理由: 第二種社会福祉事業にかかる評議員会の設置、経理区分明確化等の規定により、事業者側の負担(評議員の人選、経理区分の分離事務にかかる新たな人件費の発生、保育士の業務が困難等)が大きく、一時預かり事業を撤退する恐れがある。事業実施者が減ることで、在宅子育て中の家庭がリフレッシュ等のために保育施設を利用することが困難となり、その結果、無理に就労等の実績をつくり保育所への入所を希望する世帯が増えることで、更なる保育所待機児童増加につながる懸念される。</p> <p>代替措置: 評議員会の設置、経理区分明確化の経過措置をさらに延長する若しくは努力義務にする等の緩和措置をとることで、事業者の撤退を防ぐ。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	IV
ご要望については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外とすることで、全国的措置として対応することとする。				

09 厚生労働省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	090320	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	一時預かり事業を行う場合の評議員会設置の適用 除外	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	0034040	
提案主体名	埼玉県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	児童福祉法第34条の11 社会福祉法第2条 社会福祉法人審査基準第3-4
制度の現状	社会福祉法上の第2種社会福祉事業である、一時預かり事業を行う場合には、評議員会の設置が必要となっている。 (経過措置として、3年間(平成23年度末まで)の猶予期間あり)

求める措置の具体的内容	<p>社会福祉法人が運営する保育所が一時預かり事業(一時保育)を行う場合、社会福祉法人に評議員会の設置が義務づけられている。</p> <p>地域によっては、一時預かり事業のニーズや評議員確保の困難度が異なることから、保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業(一時保育)を行う場合については、評議員会の設置を適用除外とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>社会福祉法人が運営する保育所が一時預かり事業(一時保育)を行う場合、社会福祉法人に評議員会の設置が義務づけられている。</p> <p>しかし、地域によっては、一時預かり事業(一時保育)に対するニーズが異なっている。</p> <p>また、評議員会の設置については、ボランティアである評議員が必要であるが、その候補者がいないなど、社会福祉法人にとって負担が大きく、一時預かり事業(一時保育)を実施していた社会福祉法人が、実施を取りやめるケースも見受けられる。</p> <p>保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業(一時保育)を行う場合については、評議員会の設置を適用除外とすることにより、保育所を運営する社会福祉法人の負担が軽減され、一時預かり事業(一時保育)の実施が増え、子育て家庭への支援を充実することができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	IV
ご要望については、 <u>評議員会の設置の適用除外とすることで、全国的措置として対応することとする。</u>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV

神奈川県保育会創立50周年記念大会の開催について

1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00~14:30

3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪 (控室 5階 柏)
横浜市西区北幸1-3-23

Tel 045-411-1150 Fax 045-411-1335

4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会

後援(予定)

神奈川県・各市町村・神奈川県社会福祉協議会

横浜市社会福祉協議会保育福祉部会・川崎市社会福祉協議会

施設部会保育協議会・相模原市社会福祉協議会保育協議会

神奈川県保育士会・神奈川県ゆりの会

神奈川県婦人懇話会

神奈川県民間保育園協会・神奈川県保育士養成施設協会

5 参加人員

300名~400名

6 参加費

10,000円

7 実施内容及び進行

10:30～ 受付

11:00～12:00 第1部 式典

- ・開会のことば
- ・主催者あいさつ
- ・表彰式
- ・来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露
- ・閉会のことば

12:00～12:45 第2部 記念講演会

12:45～14:30 第3部 祝賀会

- ・開会のことば
- ・来賓祝辞
- ・乾杯
- ・祝賀コンサート等
- ・閉会のことば

8 準備委員会の設置

(1) 運営実行委員会

記念大会の企画・立案・実施、他団体との調整、記念誌の発行等大会全般にわたる総括的な指揮系統として運営実行委員会を設置する。

- 大会会長 … 富田顧問
- 委員長 … 都築理事長
- 委員 … 各副理事長

(2) 担当別委員会

(1)の下部機関として、事業分野別の役割に応じた事業内容の検討・協議・実施のために次の委員会を設置する。

- 総務・式典委員会 … 委員長(宮田副理事長)
- 広報委員会 … 委員長(相馬副理事長)
- 財務委員会 … 委員長(萩原副理事長)

県、市町へのアンケートについて

一般社団法人 神奈川県保育会

本年9月に開催予定の関東ブロック保育事業連絡協議会に、当会から次の議題について提案をさせていただいています。

当会としては、この議題は大変重要な内容と考えており、是非この機会に、皆様のご意見等をお伺いして、各都県市との議論を深めてまいりたいと考えております。

お忙しいところ恐縮ですが、次の様式に回答を記載して頂き、平成22年8月31日(火)までに神奈川県保育会事務局宛てに、郵送又はFax、メール等にてご回答くださいますようお願い致します。

<①保育士の専門性の向上に関する取組みと処遇の改善における考え方について>

専門職として位置づけられている保育士は、常に必要な専門知識や技術等を吸収し、専門性を向上させることが求められております。こうした中で、保育士の就業意欲を向上・維持させるためには、処遇のあり方が重要な要素と考えられますが、この保育士の専門性の向上と処遇についてどのように考えられているのでしょうか。

<回答>

<②株式会社・NPOの参入について>

株式会社、NPOの参入が認められ、かなりのスピードで増加している。反面、株式会社の倒産による休園の事例もありますが、規制や参入条件をどうなさせているのか教えていただきたい。

<回答>

(問い合わせ・回答先)

一般社団法人 神奈川県保育会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

Tel 045-311-8754

Fax 045-311-1837

e-mail: kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成22年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

平成22年度については、当保育会が、昨年一般社団法人として衣替えをして、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、当保育会創立50周年を迎える一つの節目の年でもあり、こうした時代の要請に対応した新しい保育会を構築するために、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進してまいります。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化していく。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきている。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

また、法人化を契機として、今後の「保育園利用者相談室」のあり方を検討していく。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおり、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋

琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

(5) 創立50周年記念大会の実施

当保育会の創立50周年を祝うとともに、当会の発展に功労のあった方々に感謝し、今後のより一層の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

[2月26日(土) 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ]

II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画、予算、決算、事業報告その他重要事項を協議するため年1回定時総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 本会の重要事業はじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域間の情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 本会運営上の重要問題・懸案事項を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設けて、随時開催し検討、協議する。

III 専門部会が実施する事業

1 総務部

事業計画、予算、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理する。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月24日(土)]
- ② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催 [7月28日(水)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月3日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。

- ① 新任保育士研修
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ

- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

4 広報部

本会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布する。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

IV 専門委員会

次の専門委員会を設け推進する。

- 公立保育所専門委員会
- 民間保育所経営問題専門委員会
- 食育推進委員会
- 表彰選考委員会

V その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月6日(火)～7日(水) 新潟県]
- 全国保育研究大会 [10月20日(水)～10月22日(金)和歌山県]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月9日(木)～10日(金) 静岡県]

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

保育園利用者相談室ポスター修正案について

(_____ 部分が修正箇所を示します)

◎ 現行のポスター

<p style="text-align: center;">神奈川県保育会</p> <p style="text-align: center;">保育園利用者相談室</p> <p style="text-align: center;">〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 電話: 045-311-8754 (必要に応じて話し合いに 立ち会います)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(第三者委員)</u> 箕原 寛 小林 育子 宮田 丈乃 鈴木 源二</p>
--	--

◎ 修正案…現行の個人氏名から委員会名に変更する

<p style="text-align: center;">一般社団法人神奈川県保育会</p> <p style="text-align: center;">保育園利用者相談室</p> <p style="text-align: center;">〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 電話: 045-311-8754 (必要に応じて話し合いに 立ち会います)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(第三者委員会)</u> 元大学副学長、福祉の学識 経験者等3人の委員により構 成しています <u>(運営委員会)</u> 保育園園長代表4人の委員 により構成しています</p>
--	---

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆「子ども・子育て会議」の設置を記載◆ ～「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」～

6月25日に「子ども・子育て新システム検討会議」（共同議長：蓮舫行政刷新担当大臣、荒井聡国家戦略担当大臣、玄葉光一郎少子化担当大臣）が開催され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が取りまとめられました。

4月27日に公表された「子ども・子育て新システムの基本的方向」から、追記されたことは下記のとおりです。「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」全文は、内閣府HPに掲載されています。<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/youkou.pdf>

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に追記された事項：

○ 国・都道府県の役割、市町村の権限と責務を記載

- ・ 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村(基礎自治体)が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

1 国・都道府県の役割

- * 国は新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称：これまでの一括交付金から表記を変更)の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行なう。
- * 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行なうとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- * 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ(配分)や給付メニューの設定(選択)など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

○ 多様なサービスの具体的事業を記載

(2) 幼保一体給付(仮称)

- ・ 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様な保育サービスに対する給付とする。
- ・ これらのサービスに対する給付については、価格を一本化する。

○ 「子ども・子育て会議(仮称)」の設置を記載

- ・ 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。

○ 「子ども・子育て基金(仮称)/特別会計」の名称を「子ども・子育て勘定(仮称)」に変更

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」は今週中に持ち回りによる少子化社会対策会議において、閣議決定される予定です。

なお、6月25日の子ども・子育て新システム検討会議終了後に、泉大臣政務官によって行われた記者会見の内容は下記のとおりです(記録は全保協事務局)。

(泉大臣政務官説明)

○ 今日子ども子育て新システム検討会議第2回の会議が開かれた。野田財務大臣、直嶋経済産業大臣が欠席、文科大臣は鈴木副大臣が出席。玄葉少子化担当大臣の司会により進行。

○ 作業グループが策定した基本制度案要綱を提示し、説明をさせていただいたのち、ご議論いただき、ご了承いただいた。今後は全閣僚構成による少子化社会対策会議で閣議決定を行うことになる。

(質疑応答)

A) 少子化社会対策会議はいつごろ開催の予定か。

Q) 来週を予定しているが、実際には文書を持ち回る形で行う。来週にも閣議決定するということ。

Q) 子ども家庭省の設置については、創設に向け、来年の通常国会に関連法案を提出するということか。

A) 創設に向けて検討していくということを書いている。なお、工程に書いていることすべてを法案化するということではない。例えば幼保一体化、こども園制度等は間違いなく法案化ということだが、子ども家庭省について来年の法案化を明確にしたわけではない。ただしマニフェストにも書き込まれているので、検討は既に開始をしている。

Q) 妊産婦健診も基金からと書かれているが、全額なのか一部なのか。

A) 基本は今14回分となっているそれを新たなシステムの中に位置づけていくということ。今回のシステムの大きな意味はさまざまに分かれている子育て関連や出産育児関連の予算を一つにまとめていくという財源の一本化を考えているということ。妊産婦健診の14回分も公費として考えていくことを想定している。

Q) 産前産後の育児休暇等は健保から出でいると思うがそれらも一本化ということか。

その際、現在、健保で事業所が拠出している負担割合についてはどうなるのか。

A) それらも一本化する。負担割合についてはまずは現在をベースに考えていきたい。

Q) 幼保一体給付(仮称)について「これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。」となっているが、これはいつの時点から言及されていたことか。

A) いつどの場かということはない。当然幼保一体化していく中で、今後のこども園の姿としてすべてのこども園が基本的サービスの利用を保護者に向けて展開をしていくことを想定していて、そうした中で当然、こども園には人員配置や面積基準等の基準もあり、大体同じような経費がか

かっていくことを考えると、今の幼稚園、保育園は給付がばらばらであるが、それを一本化をしていくことは当然必要なことであると考えている。そうした議論の中で当然価格制度を一本化していくという話となったということ。

Q) 利用者側から見ると、保育所は保育料はありながらも一定の公費が入っているが、幼稚園は就園奨励金が入っているものの公費割合は低く、かなり仕組みが違う。それを一本化するのはいではないか。具体的なイメージがあれば教えてほしい。

A) 給付を一本化するということを書きたかった。価格を一本化するという書き方だと誤解を招きやすいのかもしれない。これまで幼稚園、保育園、認定こども園等、一時保育や預かり保育、延長保育等について給付がばらばらであったということ、一定の施設、一定の質を確保して指定を受けるサービスであれば、それを一本化するということを考えている。価格については現在、議論中なので、結論を示す段階にはないが、北海道から沖縄まですべて同じ価格ということはないのではないか、最低賃金に違いがあるように保育料には当然差があつて良いと思う。

Q) 市町村は現金、現物の組み合わせの中で子ども手当についても減らしたり増やしたり年齢対象等も裁量で実施できるのか。また、費用負担で「事業主と個人」とある「個人」とは何か。

A) 子ども手当の来年度以降の仕組みについて我々が具体策を示す立場にはない。我々の想定としては現金給付は一律に行われるものであろうという前提で、設計上は基礎給付を設けた。この基礎給付はすべてのご家庭に行きわたる給付であり、それを制度上、個人と事業に分ける必要がある。個人給付にはすべての子育て家庭が利用できる一時預かりと子ども手当が存在している。仮に 13,000 円からさらに上積み部分があるとして、そこについて、現物あるいはバウチャーで、あるいは給食費を学校に支払うことができるということは想定としてありうるものだと考える。個人というのは、利用者のことなので当然負担をするということで記載している。また厚生年金等もそうしたルートで個人の拠出金があるのでこうした部分も含まれている。

Q) 保育の質の担保は誰の責務になるのか。市町村にゆだねるということか。子ども子育て会議を設けると書かれているが、フランスでは国と同じく地方自治体にも会議が設けられているが、市町村には作らないのか。

A) フランスをイメージしているが、新たな事務局を設けて新たな機関を設けることは考えていない。いまある役所の機関を利用して、審議会、検討会の一つとして存在させることを考えている。まだ、どのようなことを委ねるのか、決定していただくのかということもまだ決まっていない。地方については、現在、義務付け、枠づけを外していこうという中で、設置を義務付けるということまでは難しいと考えている。我々としては、設置することができることを規定として、できる限り地方においてはステークホルダーの皆さんがご協議をいただく場を創っていただきたいということを書いていくつもり。

保育の質については、国が維持する（面積基準、配置基準等）部分は残しつつも、市町村も質の確保を図る責務があるとする考え方。ただし幼稚園、保育所の基準は違うので時代の流れからいえば今まで、現在の基準で生活してきた方々が、それ以下の人員や面積、とくに人員が配置されないような状況で今後のシステムが考えられているかといえばそうではないということである。

Q) 事実上の最低基準の維持ということで良いか。

A) そのとおり。

Q) 「市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。」の「個人の選択に基づき」とは、どういう意味か？

A) 個人的には納得できていない部分。何でこのような記載になったか？

香取審議官) 「② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み」につい

ては個人が選択をするということが想定できると思う。市町村が制度をつくって、それを個人が選択するという事は考えられる。

Q) 幼保一体給付については、利用時間によって補助額が決まるのか。幼稚園が2時までしかやらないよ、という話になったら、補助額は少なくなるのか。

A) ここはこれからの話。ただ、幼稚園がこども園になる意味はできる限り同じサービスを子どもたちや利用者に提供できるようにしていくというふうに制度を進めていくわけである。そういう所に公費を投入していくわけなので、そこは今後詰めていくわけだが、できる限りそれぞれの園で、いろいろな就労形態の方を受入れられるような園になっていってほしいということを今は想定している。実際、現段階でも幼稚園は、預かり保育を実施をして延長をしているので、実際の保育時間は近づきつつあると思っている。

Q) 「子ども子育て勘定」と書かれているが、基金・特別会計と何が違うのか。

A) 基本的には変わらない。基金、金庫、特別会計、勘定、要は一つにしてそこから地方にお渡しをすることを想定している。

◆一括交付金の対象範囲に関する整理方針を明示◆

～「地域主権戦略大綱」～

6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。「地域主権戦略大綱」の中では「地域主権改革とは、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革である」と定義しています。

さらに「ひもつき補助金」は原則として廃止し、「基本的に地方が事由に使える一括交付金にする」との方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する」としています。一方では、「一括交付金化する『ひもつき補助金』の対象範囲は、最大限広くとる」としながらも、『社会保障・義務教育関係』については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金の対象外とする」としています。

また、「地域主権戦略大綱」は内閣府HPに掲載されています。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/keikakutou/100622taiko01.pdf>

◆医療・介護・保育等に対する必要な資金投入は、国民全体で◆

～「財政運営戦略」～

同じく6月22日に「財政運営戦略」も閣議決定されました。

「財政運営戦略」では、「医療、介護、保育といった分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれる」とし、徹底的な歳出の見直し、新しい公共の下に市民、企業、NPO等がサービス提供者になっていくことに加え、「必要な費用を国民の間で分担する、という考え方に立ち(中略)、安心の確保と成長につながる分野の歳出を国民全体で分担するとともに、これまであまりにも拡大した国債発行を減らしていく」と記載しています。

「財政運営戦略」は首相官邸HPに掲載されています。ご参照ください。

http://www.npu.go.jp/policy/policy01/pdf/20100622/100622_zaiseiunei-kakugikettei.pdf

◆幼保一体化の推進を明記◆

～「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」～

6月18日には「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」が閣議決定されました。

「新成長戦略」では、「経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとし、それを成長につなげる『第三の道』を進む政策を進む」とし、その実現のための戦略として「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的実現に主眼を置くとしています。

保育に関する部分の記載は、下記のとおりです。

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

(子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が喜びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

(中略)

VI. 雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

我が国は、「人づくり」を社会全体で再構築すべき時期に直面している。急激な少子高齢化の中での成長を実現するため、就学前の子どもから社会に出て様々な経験を積んだ後の大人まで、生涯を通じた能力・スキル向上の機会を社会全体で提供する。

18. 幼保一体化等

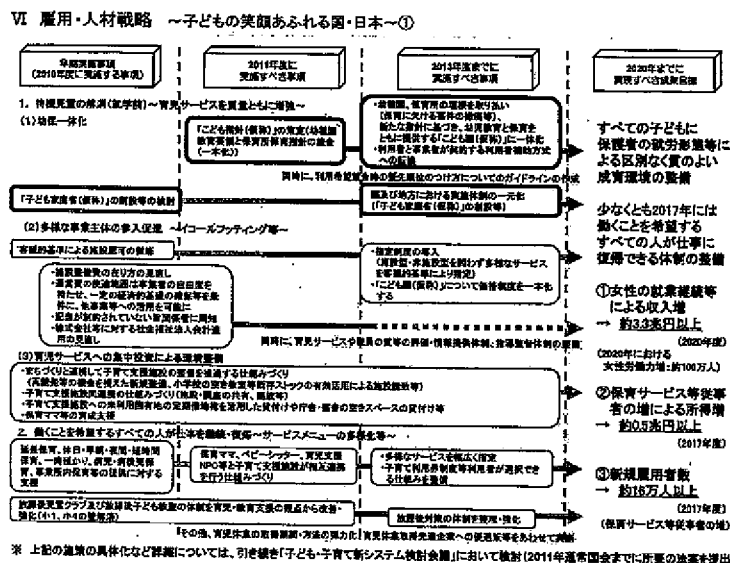
すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の起点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。

具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針(仮称)」の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い(「保育に欠ける要件」の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、「こども園(仮称)」について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。

2017年には待機児童が解消し、保護者の就労形態等によらず、すべての子どもに質のよい成育環境が整備されることが期待される。

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OJTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。同時に、失業をリスクに終わらせず、新たなチャンスに変えるための「セーフティ・ネットワーク」の実現を目指し、長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・制度横断的に支える「パーソナル・サポート」を導入するほか、就労・自立を支える「居住セーフティネット」を整備する。



「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」も首相官邸HPに掲載されています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆「ともに考えていきたい」と強調◆

～小川会長・御園会長が泉政務官と懇談～

6月25日閣議決定の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」）の公表と、6月29日の時事通信の報道「幼稚園教諭と保育士、資格統合へ＝13年度の「こども園」創設に併せ一政府検討」（記事は下記参照）を受け、7月13日に小川益丸全国保育協議会会長と御園愛子全国保育士会会長が泉健太内閣府大臣政務官と約1時間に渡る懇談の場を持ちました。泉政務官は、「具体的な制度設計はこれから。ぜひ一緒に考えていきたい。現場から具体的な提案をしていただきたい」と話されました。

全国保育協議会では、6月23日の常任協議員会において、保育施策検討特別委員会にワーキンググループを設置して対応することを決定しています。今後は広くご意見を求めながら具体的な提案について検討していきます。

懇談の主な内容は、下記のとおりです。

（主な懇談内容） *記録は事務局

小川会長）「基本制度案要綱」についてさらに詳しく尋ねたい。

泉政務官）現場の方も待ちの姿勢である必要はない。意見があれば、どんどん提案してほしい。また、一緒に考えていきたい。

小川会長）先日、保育士資格と幼稚園教諭の資格の一本化をはかるという報道があった。報道では、「こども士（仮称）」等というように伝えられていたが、この名称は再考いただきたいと思う。名称は専門職としての働きや機能を示すものが使われるべきだと思うので、そのような名称にしてほしい。

泉政務官）どんな名称が良いか？

御園会長）（保育所保育指針でも幼稚園教育要領でも保育という言葉を使っていることもふまえ、保育という言葉を大事にしたい。

また、資格については、質が伴うことが重要と考える。現在、研修は保育所には努力義務、幼稚園には義務にされているが、資格の一本化を図る場合は義務化にすべきだと思う。そうしたこ



とも検討しているのか。

泉政務官) 国が慮って決めていくものではない。協議の場で現場の皆さんにも入っていただいて検討したい。名称も含めて、そうした場で決めていきたい。

小川会長) 7月8日の九州ブロック研究会の分科会で、地域主権の考え方により地方自治体を実施するサービスは、その質に関わる基準を含めて国がナショナルミニマムとして示した内容を満たしているものである、との考え方を話されたと思うが、そうすると包括交付金について現行のように事業を行っていくための基準額は国が示していくという理解でよろしいか。

泉政務官) そのとおり。

小川会長) 私たちも質を担保する基準や必要なサービスについて、現場から提言していかなければならないと思っている。また、地方自治体が、地域の状況に合わせたサービス供給等をどのように実施しているかなどについても確認できるような仕組みとしていく必要があると思う。例えば潜在的ニーズまで調査して設計しているはずの後期行動計画と新システムの実行がリンクしていくことで、ニーズを踏まえたサービス実施を担保していくことが必要ではないかと考えている。

泉政務官) その意向は承った。

小川会長) 「子ども・子育て会議」を国に設置するとされているが、こうした場合は基礎自治体にも作られることが望ましいと思う。また基礎自治体が行う子育て支援システムの推進を評価する仕組みがないと自治体間格差が生じるのではないか。都道府県にそのような評価をする仕組みを作る必要があるのではないか。

泉政務官) 地域主権との視点で考えると、基礎自治体のやるべきことを国が何処まで決めるのかということは永遠のテーマ。もちろん基礎自治体で「子ども・子育て会議」を設置してもらうことが望ましいとは思いますが、国が言わなくてもしてほしいと考えている。地域においても、保育園関係者、幼稚園関係者が声をあげてもらうことが必要ではないか。義務化すると、なぜ義務なのかという話になる。言わなくてもやってほしい。

御園会長) 「保育・幼児教育」という表現を気にしている。保育は幼児教育も包括している言葉なので、保育が相応しいと思うが。

泉政務官) 私も簡単で分かりやすいことばを使いたいと思うが、そうしていないのはそれぞれの組織等に配慮しているから。「保育」で統一することは幼稚園関係者には抵抗がある。どのような言葉が良いのか、両方で検討する場を作ることを幼稚園関係者に呼びかけてほしい。

御園会長) 保育所関係者であっても幼稚園関係者であっても、子どものためにという思いは共通であり、終着点は同じだと思う。質の向上を図るためにも考えていきたい。

泉政務官) 国も財源が厳しい。打ち出の小槌を持っている訳ではないので、実施においては優先順位をつけざるを得ないことになるが、今までのように国が勝手に決めて現実にそぐわないものにならないように、当事者も参加して決める形をとって検討していきたい。

小川会長) 検討の仕組みを作ってもらわないとできないこともある。

泉政務官) 検討の仕組みは作る。

小川会長) 「基本制度案要綱」の内容について聞きたい。

まず P.3 (個人給付) のところだが「個人の選択に基づき」という表現はどのようなことを意図しているのか。

泉政務官) ここは私も表現がわからなかったところ。事務方に確認したところ、例えば、一時預かりのように、利用の権利が発生しても、利用者が利用しないという選択をするサービスがあるので、このような書きぶりにしたと聞いている。それ以上の意図はないと聞いている。

小川会長) 「利用券」という表現があるが、安易な利用に走らないかという懸念がある。

泉政務官) 不適切な利用とは何か、新しい仕組みに変えることによって、懸念するような利用ができるようになってしまうのか、現行の制度でも同じような懸念がないのかなど、冷静に考えなければいけない。子ども手当が議論された際にもパチンコの話が良く出てきていたが、1万3千円の子ども手当と1万円の児童手当はどこが違うのか、3千円増えたらパチンコを懸念するのかということと似ていると思う。

小川会長) P.5「保育に欠ける要件の撤廃」と記載されているが、P.6では「非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることのできる公的保育サービスを確実に保障

する」と記載されている。P6 の記載があることを考えると、保育に欠ける要件の撤廃ということに記載することは必要ないのではないかと考えるが、いかがか？

泉政務官) 基本的には少子化対策特別部会での整理を踏まえているという認識。保育に欠ける要件の撤廃については、少子化対策特別部会等での議論の中で整理されたと聞いている。その後新しく変えたという意識にはない。

小川会長) 要件の見直しをするという議論はあったが、撤廃ということまでは整理されていないと認識している。

泉政務官) 見直しをするということと撤廃と何が違うのか。

事務局) 保育の必要度を認定し、サービスを利用する権利を付与されても、地域に利用できるサービスがないところではサービスは利用できない。これまでは子どもが保育に欠けることを認定されれば、市町村がその状態の解消を図るためのサービス利用までを責務として行っていた。必要度の認定と権利の付与が市町村の責務とされれば、利用につながらなくても責務を問われないことになる。つまり、今問題となっている待機児童という概念もなくなるのではないかと懸念する。「保育に欠ける」という言葉はそのことをもっとも良く表現する言葉であると思う。

泉政務官) この議論は悲しい議論になる。今でもそもそも保育に欠ける子どもがいるにも関わらず、自治体は対応をしていない。現行でも自治体の責務であるのに、やっていないことが問題。幼保一体化については、子どもの受け皿を増やすという視点からは供給そのものを増やす手段にはなりうる。少子化対策特別部会の議論は皆さんと一緒にしてきた議論だという認識なので、整理と違うところがあったら言ってほしい。

小川会長) P.6-7 の運営費の使途制限に関して「他事業等への活用を可能にする」としている「他事業」とは何でもありか？

泉政務官) そのように考えている。株式会社の参入で危惧される最も大きなことは、事業の継続性の担保であると思っている。

小川会長) 九州大会の際に参入する企業については、積立金を課すことを検討しているといわれたことか

泉政務官) そうだ。そのほかに危惧されることがあれば、皆さんのほうで整理して示してほしい。

事務局) 株式会社の参入にあたっては、もちろん我々も行うが、保育の質を担保する仕組みが必要不可欠。保育所運営費の 7~8 割は人件費であり、そのほかの部分で保育材料費や給食費等、子どもに対するものがあることを考えると、株式会社が主張しているように利潤をどこから出すのかということを含めて慎重に考えてほしい。10 割からどこを削るかという話ではなく、2 割程度の部分のどこを削るのか、という話であることを理解してほしい。

御園会長) 保育士資格と幼稚園教諭の資格の統合の話が示されているが、福祉の仕事になるのか。2013 年度に統合という報道もあったが、「基本制度案要綱」を見ても具体的にどういうようにしていくのかがわからない。保育は、福祉の仕事であることを大切にしたい。

泉政務官) そうしたことを具体的に主張していただきたい。「わからない」ではなく、提案してほしい。保育所と幼稚園で、子どものためにといいながら大事にしていることが違うのであれば、それは子どもにとっては不幸なこと。幼稚園が行っていることを皆さんもよく知って子どもにとって必要なものは何かという視点で幼保がともに考えてほしい。保育所側も今の幼稚園の取り組みをもっと知るようにしてほしい。

小川会長) P.9 「広域自治体として市町村を支援する事業」とはどういうものか。現状では、相談・支援・研修等を行っているが、そのようなものか。

泉政務官) 現在、都道府県が行っていることを想定している。

事務局) 今後のスケジュール、検討体制等で示せるものがあればお示しいただきたい。

泉政務官) 今日議論を行っていたところだが、秋頃には皆さんに参画して検討していただく場を作りたいと考えている。

小川会長) 今後、我々も提案をしていけるように検討を重ね、提案していくので、ぜひ意見交換の機会を作ってほしい。

泉政務官) また、こうした意見交換の場を持ちましょう。

(参考)

幼稚園教諭と保育士、資格統合へ＝13年度の「こども園」創設に併せ—政府検討

6月29日2時36分配信 時事通信

政府が、幼保一体化を推進するため、2013年度をめどに幼稚園教諭と保育士資格の統合を検討していることが28日、分かった。幼稚園と保育所の機能を兼ね備え、親の就労状況に関係なく子どもを預けられる「こども園」制度の創設に併せて実施する考え。現状では新資格を創設する案などが浮上している。政府は教職員免許法や児童福祉法を改正する方針だ。

現在、幼稚園は幼児教育を重視する教育施設、保育所は共働き世帯の子を受け入れる児童福祉施設と位置付けられ、教職員の資格も別々になっている。ただ、保育所でも3～6歳児に対して幼児教育を行っており、教育面で両施設の区別はなくなりつつある。

具体的な資格統合に際しては、両方の資質を兼ね備えた「こども士」といった新資格を創設する案がある。また、幼稚園教諭と保育士の資格を残したまま、取得カリキュラムを共通化する考えもある。現行だと、幼稚園教諭には一種、二種などがあり、二種の場合は短大などで62単位以上の取得が必要。一方、保育士は68単位以上取得することが条件となる。一部の短大では両方の資格を取得できるカリキュラムを編成しているが、学生の負担感は大きかった。このため、カリキュラムの共通化で、より資格を取りやすくする。

◆地方の独自性はナショナルミニマムに上乗せで◆

～ナショナルミニマム研究会中間報告～

厚生労働省「ナショナルミニマム研究会」は6月23日に中間報告を公表しました。この研究会は平成21年11月より、貧困や格差等の是正を求め、ナショナルミニマムについて検討を行ってきたものです。委員には、岩田正美日本女子大学教授や駒村康平慶応義塾大学教授、湯浅誠反貧困ネットワーク事務局長等が参画しています。中間報告では、とくにナショナルミニマムにおける国と地方の関係について、次のように記載されています。

5-1 …ナショナルミニマムは国が憲法25条に基づき全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準であり、最終的な保障責任は文字どおり国が負っている。それゆえに…国が規定すべきナショナルミニマムの考え方については、国と地方自治体の役割分担の前提として議論されるべきものである。また、社会サービス給付（保育等）についての施設の設置・運営基準等についても、こうした考え方を踏まえるべきである。

ただし、国がナショナルミニマムを規定するに当たっては、国民・住民の意見、あるいは地方自治体等の意見を十分に踏まえるような仕組みを考えることも必要である。

5-3 「地域のことは地域の住民が責任を持って決めることができる」という地域主権の実現は積極的に図られるべきであるが、あくまでもナショナルミニマムに上乗せされる形で地方の独自性が発揮されなければならない。

例えば、住民の立場から地方独自性を競わせ、底上げを図ることで標準レベルを上げていくことが考えられる。ただし、弱い立場におかれている少数者の意見は地方単位にばらしてしまうと埋もれがちであるので、全国レベルでそれらの意見をくみ上げるのは国の重要な役割であり、また、社会保障の水準を高めるべく努力している地方自治体が損をして、そうではない地方自治体が得をすることがないように、社会保障の水準が高い地方自治体が報われるような仕組みが必要という考え方もある。

※ナショナルミニマム研究会中間報告は厚生労働省HPに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html>

平成22年7月12日

記者発表資料

8月は「かながわ子ども・子育て支援月間」です！

神奈川県では、8月を「かながわ子ども・子育て支援月間」としています。かながわぐるみで子ども達を守り育て、子ども・子育て支援を進めていきたいとの願いを込めています。

8月は夏休み。子ども達が、家庭で、地域で、安全で楽しく、充実した時間を過ごせるよう、県内各地で延471の月間事業を実施します。

| 地域の大人の皆さんへ

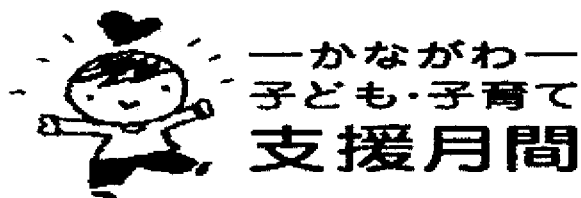
子ども達が安全に過ごせるよう、温かい目で見守ってください。

| 職場の皆さんへ

子ども達が家族と一緒に過ごす時間を多く持てるよう、子育てにご理解をお願いします。

| 県民の皆さんへ

県内各地の様々な団体によって、いろいろな協力行事・イベントが実施されます。ふるってご参加ください。

**| < ご参加ください！様々な月間事業の例 >****中学生・高校生などの子育て支援体験**

保育園や子育て支援センター等での保育ボランティアや保育体験(県内12市町村)

シニア世代が子ども・子育て支援に参加できる機会

「三世代ふれあい事業(昔遊び・ほのぼのコンサート等)」(相模原市)

子どもや子育て中の親を対象とする相談

子どもが自分で相談できる窓口、子育て相談、不登校の相談(NPO・市町村等)

父親の子育てを応援する企画

・NPO法人横浜子育て支援グループぽっけ「パパの床屋さん」(横浜市)

・よこすかひとり親サポーターズ・ひまわり「イクメン！料理教室」(横須賀市)

商店街・事業者等による子ども・子育て支援

・菰下精密溶断株式会社「ガス溶断工場体験・見学会」(厚木市)

・「親子工場見学」(平塚市)

子どもを対象とした教室・自然体験等

NPO法人山崎・谷戸の会「お泊り里山体験」(鎌倉市)、「ヨット体験講座」(葉山町)

親子で参加できる活動・親同士の交流等

- ・NPO法人ゆうゆう「からだあそびワークショップ なんでも変身！魔法のからだ」(相模原市)
- ・横浜八景島「体験教室 シロイルカキャンドル作り」(横浜市)

コンクール・キャンペーン等

- ・開成町社会福祉協議会「福祉作文コンクール」
- ・横浜市営バス・地下鉄「こども50円(現金払いのみ)、地下鉄100円」
- ・神奈川中央交通「ちびっこキャンペーン」小学生は一律50円(現金払いのみ)

詳しくは、次世代育成課のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/15/1386/jisedai/gekkan/osirase.html>

《 「かながわ子育て月間のページ」で検索してください 》

または、「かながわ子ども・子育て支援月間 情報一覧」の冊子を市町村の子育て支援担当課や地域県政総合センターで配布しています。

問い合わせ先
神奈川県保健福祉局 福祉・次世代育成部
次世代育成課
課長 船本
電話 045-210-4660
副課長 井上
電話 045-210-4661

[神奈川県トップページ](#)

[記者発表資料トップページ](#)

平成22年7月21日

神奈川県子ども・子育て推進協議会
子ども・サポートネットワーク部会部会員 様

神奈川県子ども・子育て支援推進協議会事務局
神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課長

「第3回子どもサポートネットワーク・フォーラム」への参加及び周知について（依頼）

日ごろより、神奈川県の子ども・子育て支援についてご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、昨年11月に開催した、第3回子どもサポートネットワーク部会においてご協議いただきました「第3回子どもサポートネットワーク・フォーラム」について、下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、関係者への周知及び、当日のご出席についてよろしくお願い申し上げます。
なお、出席につきましては、別添のチラシにより、8月16日（月）までにご連絡ください。

日時 平成22年8月23日（月）13:30～16:30

会場 神奈川県社会福祉会館 4階研修室
所在地 横浜市神奈川区沢渡4-2

内容 第一部 切れ目のない支援のために、連携・協力するための各機関の役割・機能について
～福祉・保健・教育・民間との連携について考える～

コーディネーター 県立保健福祉大学 小林 正稔教授
報告者 平塚市こども家庭課 白井 純人氏
厚木児童相談所 星 賢一氏
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 鳥海佳奈枝氏
K2インターナショナルジャパン 三浦真弓氏

第二部 グループディスカッション

テーマ ・切れ目のない支援のために各機関の機能を知る

問い合わせ先

神奈川県子ども・子育て支援推進協議会事務局

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部

次世代育成課次世代育成グループ 古塩

電話 045-210-4666 ファクシミリ 045-210-8857

神奈川県子ども・子育て支援推進協議会子どもサポートネットワーク部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県子ども・子育て支援推進協議会子どもサポートネットワーク部会（以下「子どもサポートネットワーク部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 「神奈川県子ども・子育て支援推進協議会規約」第7条第6項に基づき、いじめ・不登校・児童虐待に関わる機関及び団体の連携を強化し、いじめ・児童虐待等の未然防止を図るため、「子どもサポートネットワーク部会」を設置する。

(所掌事項)

第3条 子どもサポートネットワーク部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ・不登校・児童虐待に関わる機関及び団体の連携強化に関すること。
- (2) いじめ・不登校・児童虐待への対応に係る情報交換・情報共有に関すること。
- (3) いじめ・不登校・児童虐待の未然防止に関すること。
- (4) その他いじめ・不登校・児童虐待に係る取組みに関すること。

(組織)

第4条 子どもサポートネットワーク部会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 子どもサポートネットワーク部会に部会長1名、副部会長2名を置く。
- 3 部会長は構成員の互選により、副部会長は部会長の指名により選任する。
- 4 部会長は、子どもサポートネットワーク部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行するものとし、部会長職務代行順位は部会長の指名による。

(会議)

第5条 子どもサポートネットワーク部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に子どもサポートネットワーク部会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子どもサポートネットワーク部会の事務局は別表のとおりとし、庶務は神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課に置く。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

【別表】(第4条関係)

神奈川県公立小学校長会	神奈川県公立小学校長会
神奈川県公立中学校長会	神奈川県公立中学校長会
神奈川県立高等学校長会	神奈川県立高等学校長会
神奈川県立特別支援学校長会	神奈川県立特別支援学校長会
神奈川県私立小学校長会	神奈川県私立小学校長会
(財)神奈川県私立中学高等学校協会	(財)神奈川県私立中学高等学校協会
(社)神奈川県私立幼稚園連合会	(社)神奈川県私立幼稚園連合会
神奈川県保育会	神奈川県保育会
神奈川県PTA協議会	神奈川県PTA協議会
神奈川県立高等学校PTA連合会	神奈川県立高等学校PTA連合会
神奈川県知的障害養護学校PTA連合会	神奈川県知的障害養護学校PTA連合会
特定非営利活動法人子どもと生活文化協会	特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
神奈川県民生委員児童委員協議会	神奈川県民生委員児童委員協議会

構 成 員

成光学園

横浜弁護士会

学識経験者

藤沢市

鎌倉市

湯河原町

神奈川県立青少年センター

神奈川県鎌倉保健福祉事務所

神奈川県精神保健福祉センター

神奈川県中央児童相談所

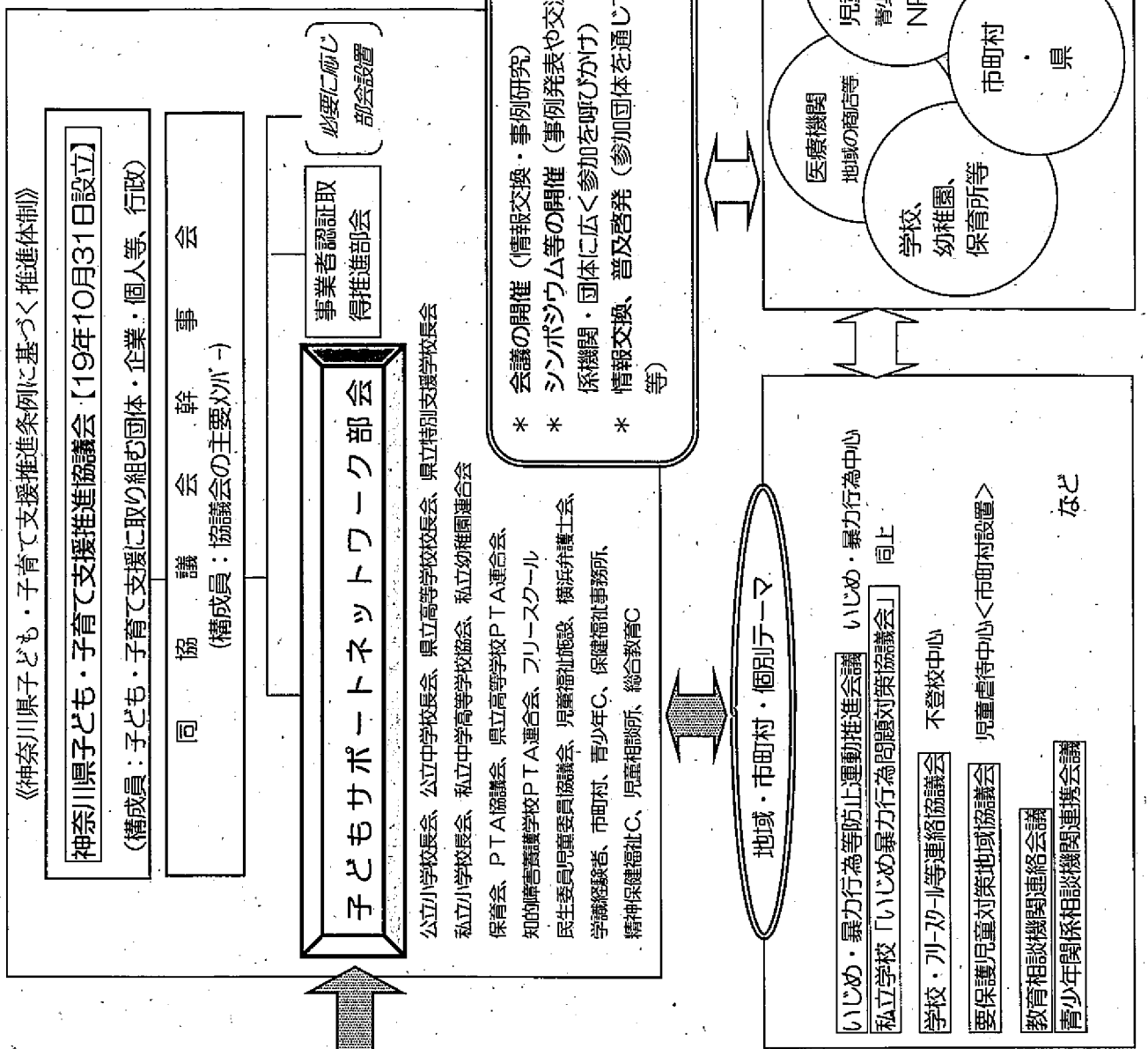
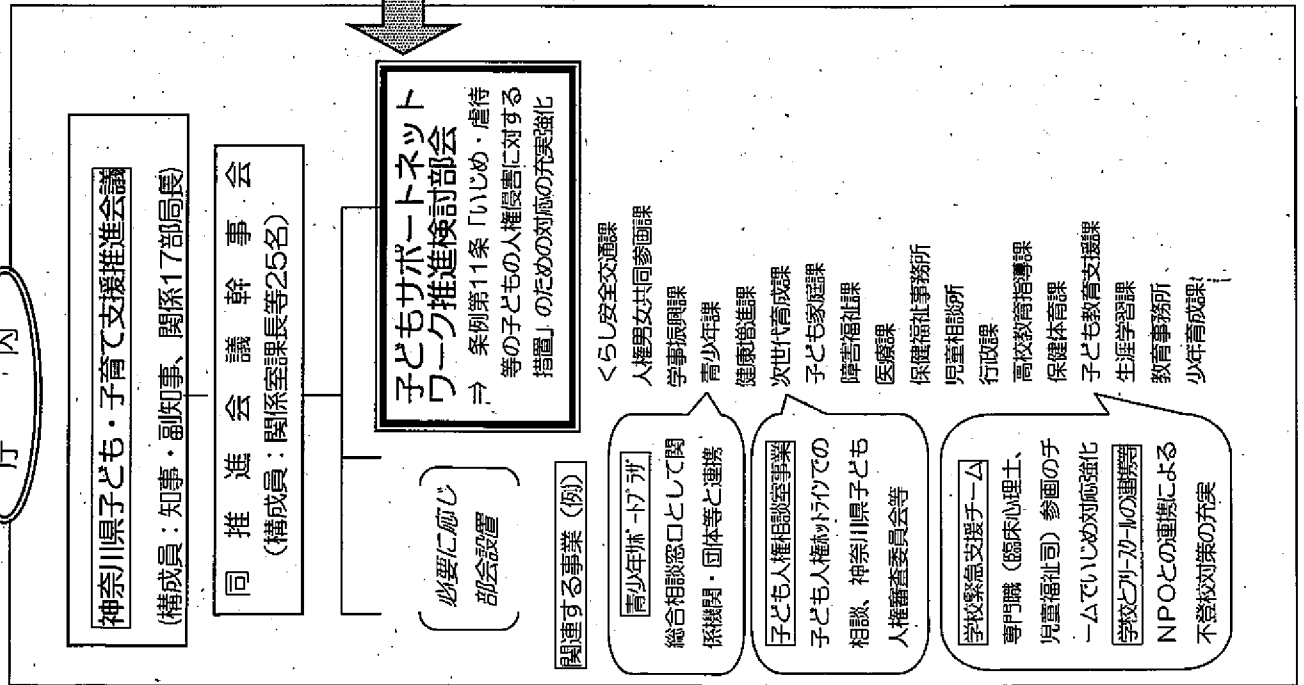
神奈川県北児童相談所

神奈川県総合教育センター

事務局	県民局くらし文化部学事振興課
	県民局青少年部青少年課
	保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課
	保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課
	教育局生涯学習部生涯学習課
	教育局生涯学習部生涯学習課
	警察本部生活安全部少年育成課

「子どもサポートネットワーク」の推進について

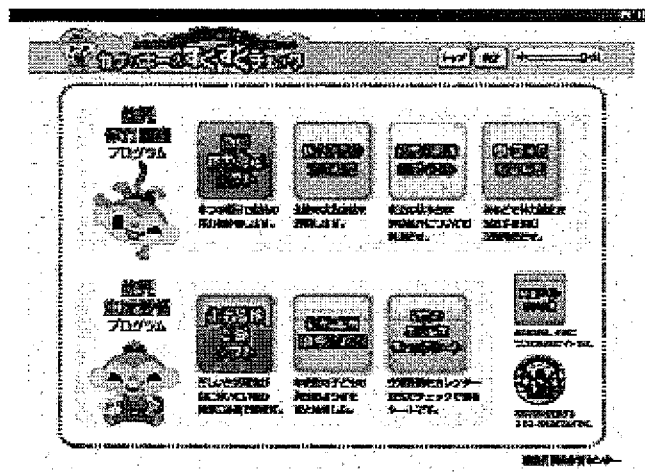
庁内



かながわ幼児の体力&生活習慣診断ソフト 「カナッキーのすくすくチェック」

体育センターでは、幼児期(おおむね3歳～就学前まで)の子どもたちを対象とした体力ならびに生活習慣を診断するソフトを作成しました。

このソフトは、幼児教育・学校関係者やスポーツ指導者、御家庭で活用いただけるよう体育センターのホームページからダウンロードできるようにしております。



名称

かながわ幼児の体力&生活習慣診断ソフト 「カナッキーのすくすくチェック」

対象

幼児期(おおむね3歳～就学前まで)向け

内容

立ち幅跳び、25メートル走、テニスボール投げ等で幼児の体力を診断するとともに、基本的な運動動作のポイントを解説しています。

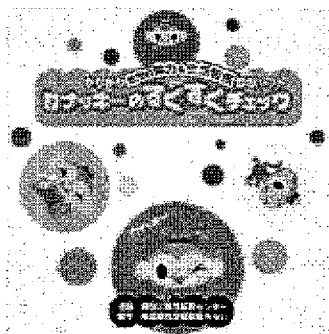
また、食事、運動、休養などに関するアンケートに回答することで、正しい生活習慣が身に付いているかを診断します。また、幼児の健康や遊びについての注意点もまとめて掲載してあります。

体育センターのホームページ

(検索ソフトで「神奈川県立体育センター」で検索してください)

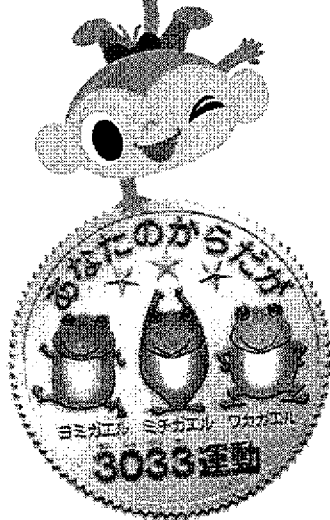
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4317/index.html>

ページ内一番左下にあります以下のバナーをクリックしていただくとソフトがダウンロードできます。



かながわ幼児の体力&生活習慣診断ソフト

カナッキーのすくすくチェック



かながわ幼児の体力&生活習慣診断ソフト

カナッキーのすくすくチェック

トップ 終了

幼児 体力診断 プログラム



体力診断 ソフト

6つの項目で幼児の
体力を診断します。

体力測定 の方法解説

測定の実施方法を
解説します。

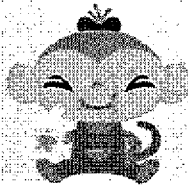
幼児の動作 のポイント

幼児の基本的な
運動動作についての
解説です。

園・団体用 記録用紙

園などで体力測定を
実施する際の
記録用紙です。

幼児 生活習慣診断 プログラム



生活習慣 診断 ソフト

正しい生活習慣が
身に付いているか
簡単に診断できます。

幼児年齢別 【運動と遊び】

年齢別の子どもの
発達の様子を
まとめました。

幼児の 生活習慣 チェックシート

生活習慣をカレンダー
形式でチェックできる
シートです。



幼児の運動、生活に
ついての情報サイトです。

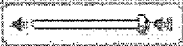


神奈川県が推進する
3033運動の解説です。

カッキーのすくすくチェック

トップ

終了



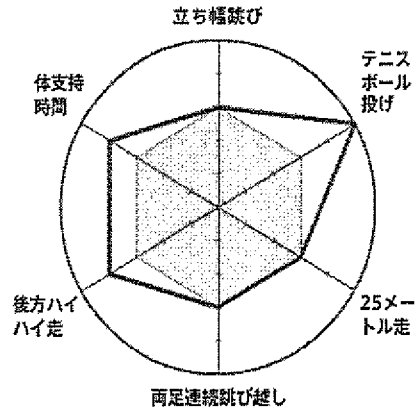
体力診断ソフト 診断結果

体育センター

測定日: 2010年3月25日

タイクセンターさんの体力診断の結果

あなたの体力はこの年齢としては標準です。
 跳ぶ力は標準です。
 投げる力はたいへん優れています。
 走る力は標準です。
 敏しう性は標準です。
 手足を巧みに動かす力は優れています。
 腕の持久力は優れています。



あなたの体型
標準です



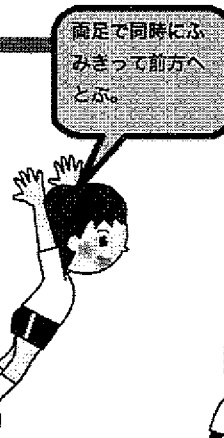
カッキーのすくすくチェック

トップ

終了



幼児の動作のポイント 跳ぶ動作のポイント



日時 2010年9月12日(日)

13:00~16:30

会場 はまぎんホール ウィアマーレ
(横浜市西区みなとみらい)

正しく知ろう! 子どものアトピー、食物アレルギー

子どものアレルギー疾患と正しい医療について理解を深め、
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」などに
基づく支援のあり方を考えます。



主催 : NPO 法人アレルギーを考える母の会

後援 : 文部科学省、厚生労働省、(社)日本アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、
(財)日本アレルギー協会、神奈川県医師会、横浜市医師会、神奈川県、
神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、神奈川新聞社

参加対象 : アレルギー児・家族、サポートする側の養護教諭、教諭、保育士、栄養士、調理員、
医師、助産師、看護師、保健師、教育委員会などの関係者や一般の方

参加費 : 500円 (実費)

保育 : 乳幼児先着30人。ただし飲食は保護者のもとで。

申し込み : 8月31日(火)まで先着500人、裏面に必要事項を記入しFAXで。

定員を超えた場合のみご連絡します。FAX: 045(362)3106 (園部)

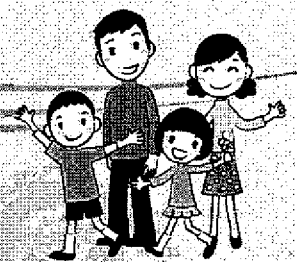
*この講演会は神奈川県社会福祉協議会の地域福祉(ともしび)助成金を受けて実施しています



スケジュール

12:30	開 場
13:00	開会挨拶
13:10	● 講演1 正しく知ろう 子どものアトピー性皮膚炎 都立小児総合医療センターからだの専門診療部アレルギー科医長 赤澤晃先生
14:00	● 講演2 正しく知ろう 子どもの食物アレルギー 国立病院機構相模原病院小児科 今井孝成先生
14:50	● 講演3 無理なく簡単! 子どもが喜ぶおいしい除去食・代替食 国立病院機構相模原病院臨床研究センター研究栄養士 長谷川実穂先生
15:20	—休憩(20分)—
15:40	● シンポジウム 学校・園・家庭のアレルギー児のサポート充実に向けて ・座 長 国立病院機構福岡病院名誉院長 西間三馨先生 ・シンポジスト 赤澤晃先生、今井孝成先生、長谷川実穂先生、園部まり子
16:30	閉 会

お申し込みは裏面をご覧ください



正しく知ろう! 子どものアトピー、食物アレルギー

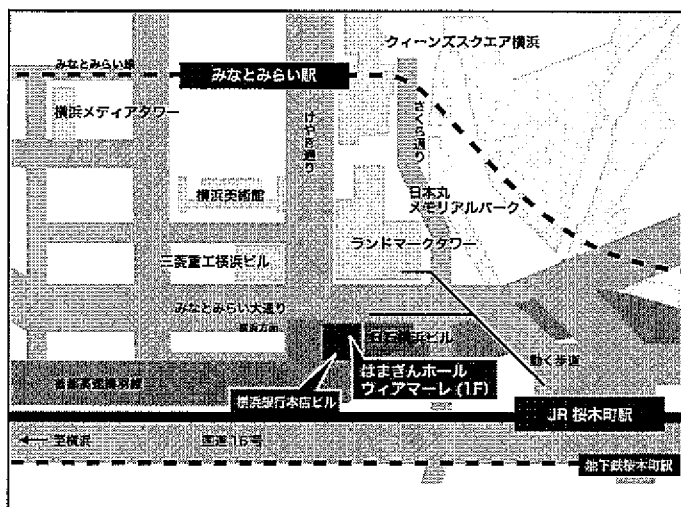
参加申込書

FAX 045(362)3106

「正しく知ろう! 子どものアトピー、食物アレルギー」の参加を申し込みます。

〒 ご住所			
電話番号	FAX		
ふりがな お名前	メールアドレス @		
職種 (○を付けて下さい)	患者・家族 養護教諭 教諭 保育士 栄養士 調理員 医師 助産師 看護師 保健師 教育委員会 その他()		
<input type="checkbox"/> 乳幼児保育を希望	お子様のお名前	性別	男 女
		年齢	歳 ヶ月
質問事項			

ご記入された個人情報は責任を持って管理いたします



会場へのアクセス

■電車

JR・横浜市営地下鉄線 桜木町駅下車 動く歩道利用5分
みなとみらい線 みなとみらい駅下車「クイーンズスクエア連絡口」
「けやき通り口」より 徒歩7分
※駐車場のご用意がございませんので、ご来場の際は、公共の交通機関等をご利用くださるよう、お願い申し上げます。

<新幹線新横浜駅からのご案内>

■JR 横浜線

新横浜駅～(JR 東神奈川駅)～JR 京浜東北線桜木町駅 (15分)
JR 桜木町駅～ヴィアマーレ (徒歩約5分)

■横浜市営地下鉄

新横浜駅～横浜市営地下鉄桜木町駅 (15分)
横浜市営地下鉄桜木町駅～ヴィアマーレ (徒歩約9分)

アレルギーを考える母の会は

横浜で、同じ悩みを抱える10人のアレルギーっ子のお母さんが集まって1999年にスタート。2008年4月に特定非営利活動(NPO)法人として新出発しました。アレルギー疾患で悩む人、子ども、保護者や学校など周囲の関係者、支援者に向けて、アレルギー疾患の正しい病態の理解と自己管理や支援に関する啓発活動、適切な医療や医療機関に関する情報の提供など相談活動、調査活動を行っています。

保育年報 2010



保育制度政策転換を迫る1年を振り返る

●全国保育協議会 編 ●A4判・214頁 ●定価2,310円(本体2,200円)
●2010年6月発行

制度政策の動向と現場の課題を的確につかむ一冊

今日の保育をめぐる最新の動向や新たな制度構築に向けた情勢を整理したうえで、学識者・実践者の論文や豊富な資料を掲載。

主な内容

Ⅰ 保育政策転換を迫る1年を振り返る

【巻頭論文】保育制度改革の課題と展望／「子ども・子育てビジョン」および「子ども・子育て新システムの基本的方向」における保育サービスの方向性／新たな保育制度の検討と全国保育協議会の取り組み／児童福祉施設最低基準と保育所の環境・空間／保育所保育指針施行を機に保育の質の向上を図る一園内研修と協働を視野に入れた取り組みー／日本の子どもの貧困ー保育所ができることー

Ⅱ 保育界の動向

全国保育協議会の活動／全国保育士会の活動／保育団体の活動

Ⅲ 年表

保育制度をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み(平成21年度)

Ⅳ 保育関係資料

国の少子化対策に関連する資料／全国保育協議会の意見表明・要望等に関する資料／行政資料／統計資料

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53010324	保育年報2010	冊数	冊
----------	----------	----	---

送付・請求先	ご住所	〒 — —		
	フリガナ	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	お名前		倉庫	2・1掛率
	電話番号	() —	得コード	

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
→注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

私たちの指導計画2010

創意工夫ある保育の展開をめざして!

保育の友
増刊号

平成21年度「保育の友」連載「私たちの指導計画」から、1年間の指導計画を年齢別にまとめた保育関係者必携の1冊です。新保育所保育指針を踏まえた取り組みを紹介し、異年齢児の計画も新たに掲載しました。

0・1・2歳児

0歳児 千葉市保育協議会指導計画作成会

1歳児 弘前市保育研究会自主グループ

2歳児 岡山県2歳児指導計画委員会

特集 てい談「今、問われる保育の環境・空間」(2009年9月号から再録)

年間指導計画、月間指導計画、保育のポイント、保育のエピソード、実践記録、保育のヒントをそれぞれに掲載。



●全国社会福祉協議会 編 ●定価1,050円(本体1,000円) ●B5判・144頁 ●2010年6月発行

3・4・5歳児 異年齢児

3歳児 石川県むつみ会自主研究委員会

4歳児 奈良県指導計画自主研究会

5歳児 荒川区公立保育園5歳児指導計画勉強会

異年齢児 佐賀指導計画研究グループ

特集 てい談「今、幼児期に求められる教育」(2010年2月号から再録)

年間指導計画、月間指導計画、保育のポイント、保育のエピソード、実践記録、保育のヒントをそれぞれに掲載。



●全国社会福祉協議会 編 ●定価1,260円(本体1,200円) ●B5判・184頁 ●2010年7月発行

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部受注センター■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉係福祉関係図書検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ◎太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください。

私たちの指導計画2010 ※ご希望の書籍に☑を付け、冊数をご記入ください。

52028244 ☐ 0・1・2歳児 冊 52028245 ☐ 3・4・5歳児 冊

送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ お名前			
	電話番号	()	-	
		幹 旋	06000123	神奈川県保育会
			倉庫	2・1 掛率
			得コード	

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

2010. 7. 27現在

平成22年度

一般社団法人 神奈川県保育会 会員名簿

一般社団法人 神奈川県保育会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

TEL 045-311-8754 FAX 045-311-1837

ホームページURL <http://www.hoiku-kanagawa.or.jp?>

EメールURL kenho@hoiku-kanagawa.jp

参考

平成22年度 神奈川県保育会 会員数一覧

(公設民営)
(NPO含む)

公立 私立

2010/6/25

No.	市町	園数	園数	合計	備考：認可保育園
1	横須賀市	10	21	31	*ぎんのみすず【田浦、ベネキッズ湘南】
2	平塚市	10	20	30	(サンキッズ湘南)
3	鎌倉市	7	9	16	
4	藤沢市	16	13	29	(亀井野、下土棚、神明、神愛、保育園キラキ、石上、保育園小さな星)【藤沢ベビーセンター】
5	小田原市	7	22	29	(蛸田愛児園、クレヨン森)
6	茅ヶ崎市	6	14	20	*ひまわり愛児園、*湘南くすの木、【茅ヶ崎こども園】
7	逗子市	2	3	5	
8	三浦市		4	4	
9	秦野市	5	14	19	*ふくろうのもり
10	厚木市	6	14	20	*愛歩 (保育園VIV)
11	大和市	6	3	9	(*南林間、上和田、下和田、十六山、つきみ野すこやか、保育園おひさまのほっぺ)【パレット保育園 大和】
12	伊勢原市	4	7	11	
13	海老名市	5	7	12	*虹の子(保育所すこやかハウス)【かしわ台あおぞら】
14	座間市	9	8	17	【座間すこやか】
15	南足柄市	1	3	4	
16	綾瀬市	2	3	5	(深谷、さくらチャイルドセンター)
17	葉山町	1	1	2	
18	寒川町		3	3	
19	大磯町	1		1	(サンキッズ大磯)
20	二宮町	1	3	4	*二宮愛児園：廃園
21	中井町	2	1	3	
22	大井町	0	1	1	(大井)
23	松田町		1	1	
24	山北町	0		0	(清水、向原、わかば)
25	開成町		2	2	*酒田みずのべ
26	箱根町	3		3	
27	真鶴町		2	2	*真鶴自董園：廃園
28	湯河原町	5		5	
29	愛川町	6		6	
		115	179	294	*相模原市政令市：61園退会

()内加入なし 【会社立 *印は22年度変更

15

No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁
42	あ行 愛・八幡保育園	平	2	220	大原保育園	伊	6	19	公郷保育園	横	1	165	渡沢保育園	葵	5
184	相川保育所	厚	5	70	大船ひまわり保育園	鎌	2	121	久野保育園	小	4	82	しぶやがはら保育園	藤	3
43	明石町保育園	平	2	63	大町保育園	鎌	2	247	栗の妻保育園	座	7	210	渡谷保育園	大和	6
44	あさひ保育園	平	2	46	大山保育園	伊	2	236	栗原保育園	座	6	227	下今泉保育園	海	6
264	旭保育園	平	2	213	岡山保育園	伊	6	197	けいわわ保育園	厚	5	109	下曽我保育園	小	3
114	足柄保育園	寒川	7	193	岡田保育園	厚	5	198	けいわわ星の子保育園	厚	5	125	下府中保育園	小	4
78	あずま保育園	小	3	193	岡本保育園	鎌	2	186	小船保育所	厚	5	142	十間坂保育園	小	4
203	YMCAあつぎ保育園ホサナ	藤	2	64	荻窪保育園	小	3	81	小糸保育園	藤	3	126	春光保育園	小	4
185	厚木保育所	厚	5	117	荻野すみれ愛児園	小	5	122	国府津保育園	小	4	162	城ヶ島保育園	小	5
190	あゆのご保育園	厚	5	194	小田原愛児園	小	3	199	厚南幼児園	厚	5	127	城前寺保育園	小	4
245	あゆみ保育園	厚	5	118	小田原乳児園	小	3	267	国府保育園	大磯	7	143	湘南ぐすの木保育園	小	4
191	愛歩保育園	厚	7	259	おとぎ保育園	小	7	65	腰越保育園	鎌	2	83	湘南台保育園	藤	3
11	池上愛育園	厚	5	284	おにわ保育園	場河原	8	96	御所見愛児園	藤	3	157	湘南保育園	逗	4
282	石田保育園	真鶴	1	2	追浜保育園	横	1	97	五反田保育園	藤	3	144	松林保育園	芽	4
115	石塚保育園	小	8	71	オランダジュエ	鎌	2	156	小平保育園	逗	4	21	小光子愛育園	横	1
45	いずみ保育園	小	3	か行				274	木之花保育園	中井	7	22	しらかば保育園	横	1
217	伊勢原愛児園	平	2	136	香川保育園	茅	4	72	こぼとちカーサリー	鎌	2	36	しらさぎ保育園	平	1
218	伊勢原こぼと保育所	伊	6	224	柏ヶ谷保育園	海	6	171	こひつじ保育園	秦	5	98	白旗保育園	藤	3
219	伊勢原ふたば保育園	伊	6	289	春日台保育園	愛川	8	123	五百羅漢保育園	小	4	48	白百合保育園	平	2
246	いその保育園	伊	6	225	勝瀬保育園	海	6	237	小松原保育園	座	6	110	城山乳児園	小	3
265	一之宮愛児園	座	7	226	門沢橋保育園	海	6	137	小和田保育園	茅	4	49	真土すばる保育園	平	2
62	稲瀬川保育園	寒川	7	47	金目保育園	平	2	66	さ行			169	すえひろこども園	葵	5
272	井ノ口保育園	鎌	2	195	かねだちヤイルド園	厚	5	277	材木座保育園	鎌	2	37	須賀保育園	平	1
170	いまいずみ保育園	中井	7	120	金田保育園	平	1	278	酒田みずのべ保育園	開成	7	99	すくすく保育園	藤	3
69	岩瀬保育園	寒	5	33	上府中保育園	小	3	238	相模が丘西保育園	開成	7	73	聖アンナの園	鎌	2
12	浦賀保育園	鎌	2	161	上宮田小羊保育園	小	5	238	相模が丘東保育園	座	6	172	西湘秦野保育園	葵	5
1	上町保育園	横	1	79	柄沢保育園	三	1	229	さがみ愛子園	座	6	74	清心保育園	鎌	2
275	栄光愛児園	大井	7	254	華綾保育園	藤	2	231	さくらい保育園	海	6	145	青和保育園	茅	4
192	依知保育園	厚	5	34	神田保育園	南	7	108	桜井保育園	海	6	146	芹沢保育園	茅	4
107	江之浦保育園	厚	3	35	吉沢保育園	平	1	158	桜山保育園	小	3	84	善行乳児保育園	茅	3
94	遠藤保育園	小	3	15	衣笠愛児園	平	1	230	さくら愛子園	逗	4	85	善行保育園	藤	3
257	大上保育園	藤	3	16	衣笠保育園	横	1	20	佐野保育園	海	6	279	仙石原幼児学園	藤	7
32	大神保育園	平	7	283	貴船愛児園	横	1	248	座間子どもの家保育園	横	1	23	善隣園保育センター	箱根	7
13	大楠愛児園	平	1	17	玉成保育園	真鶴	8	249	座間保育園	座	7	204	相武台保育園	横	1
14	太田和保育園	横	1	196	キングダーガーデンこぼと	横	1	266	さむかわ保育園	寒川	7	111	草柳保育園	大和	6
116	おおとり保育園	横	3	18	ぎんのすず保育園	厚	5	200	三田保育園	寒川	7		曾我保育園	小	3
95	大庭保育園	藤	3	80	鶴沼保育園	藤	2	124	山王保育園	小	4	173	た行 第一保育園	葵	5

2/2

No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁	No.	施設名	市町	頁
86	高砂保育園	藤	3	293	中津南保育園	愛川	8	52	平塚保育園	平	2	280	宮城野保育園	箱根	7
214	高部屋愛育保育園	伊	6	51	中原保育園	平	8	250	広野台保育園	座	7	287	みやのうえ保育園	湯河原	8
290	高峰保育園	愛川	8	273	中村保育園	中井	2	168	ひろはたこども園	秦	5	134	みゆき愛児園	小	4
50	高村保育園	平	2	148	なぎさ第二保育園	茅	7	154	フイトリザ緑ヶ浜保育園	茅	4	104	六会保育園	藤	3
100	高谷保育園	藤	3	149	なぎさ保育園	茅	4	68	深沢保育園	鎌	2	105	村岡保育園	藤	3
87	高山保育園	藤	3	175	なでしこ第二保育園	秦	4	205	深見台保育園	大和	6	141	室田保育園	茅	4
4	武山保育園	横	1	174	なでしこ保育園	秦	5	256	ふくざわ保育園	南	7	93	明治保育園	藤	3
291	田代保育園	愛川	8	38	南原保育園	平	5	206	福田保育園	大和	6	211	モニカ保育園	大和	6
276	立花愛児園	松田	7	188	南毛利保育所	厚	1	179	ふくろうのもり保育園	秦	5	189	もみじ保育所	厚	5
232	たちばな保育園	海	6	176	ここにこ保育園	秦	5	76	富士愛育園	鎌	2	212	もみの木保育園	大和	6
285	たちばな保育園	湯河原	8	131	西大友保育園	小	5	90	藤が岡保育園	藤	3	135	桃重保育園	小	4
187	玉川保育所	厚	5	150	西久保保育園	茅	4	91	藤沢保育園	藤	3	10	森崎保育園	横	1
75	たんぼぼ共同保育園	鎌	2	234	虹の子保育園	海	4	29	富士保育園	横	1	55	もんもん保育園	平	2
128	たんぼぼ保育園	小	4	269	二宮保育園	二宮	6	53	富士見保育園	平	2	288	八雲保育園	湯河原	8
147	茅ヶ崎保育園	茅	4	159	沼間愛児園	逗	7	160	双葉保育園	逗	4	58	柳町保育園	平	2
241	ちぐさ保育園	伊	6	151	梅雲保育園	茅	4	235	ふたば愛子園	海	6	251	やなせ保育園	座	7
215	中央保育園	伊	6	270	梅花保育園	二宮	4	103	二葉保育園	藤	3	59	八幡保育園	平	2
255	塚原保育園	南	7	7	ハライブ保育園	横	7	8	船越保育園	横	1	77	山崎保育園	鎌	2
5	津久井保育園	横	1	152	萩園保育園	茅	3	221	逸見保育園	伊	1	182	やまゆり保育園	秦	5
88	辻堂保育園	藤	3	163	初声保育園	三	4	9	ベルガーデן保育園	小	4	60	ゆうかり保育園	平	2
233	つちのこ保育園	海	6	57	花もんもん保育園	平	5	132	報徳保育園	伊	6	40	夕陽ヶ丘保育園	平	1
260	つばみ保育園	綾	7	39	花水台保育園	平	2	286	まさご保育園	湯河原	8	268	百合が丘保育園	箱根	7
201	妻田保育園	厚	6	139	浜須賀保育園	茅	1	92	またの保育園	藤	3	61	横内保育園	二宮	7
6	鶴が丘保育園	横	1	140	浜見平保育園	茅	4	155	松が丘保育園	茅	4	261	吉岡保育園	綾	7
138	鶴が台保育園	茅	4	89	浜見保育園	藤	4	164	三崎二葉保育園	三	5	222	リスブラン保育園	伊	6
167	つるまきこども園	秦	5	113	早川保育園	小	3	271	みちる愛児園	二宮	7	258	綾南保育園	伊	7
67	寺分保育園	鎌	2	263	葉山にこにこ保育園	葉山	3	30	三和保育園	横	1	223	林台保育園	伊	6
101	ときわぎ保育園	藤	3	262	葉山保育園	葉山	7	244	緑ヶ丘保育園	座	7	183	若木保育園	秦	5
129	富水保育園	小	4	294	半原保育園	愛川	7	166	みどりこども園	秦	5	41	若草保育園	平	2
112	豊川保育園	小	3	242	東原保育園	座	8	207	緑野保育園	大和	6	208	若草保育園	大和	6
56	苗・もんもん保育園	平	2	27	日の出保育園	横	7	133	みどりの家愛児園	小	4	106	わかたけ保育園	藤	3
24	長井婦人会保育園	横	1	177	ひばりが丘保育園	秦	1	180	みどり保育園	秦	5	209	わかたけ保育園	大和	6
25	長井保育園	横	1	243	ひばりが丘保育園	座	5	202	みどり保育園	厚	6	252	わかたけ保育園	大和	6
26	長岡保育園	横	1	216	比々多保育園	伊	7	54	みどり保育所	平	2	31	わかたけ保育園	座	7
130	中島保育園	小	4	153	ひまわり愛児園	茅	6	253	南足柄保育園	南	7				
228	中新田保育園	海	6	178	ひまわり保育園	秦	4	181	南秦野保育園	秦	5				
292	中津保育園	愛川	8	28	平作保育園	横	5								

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
1	横須賀市	公立	1	上町保育園	238-0052	横須賀市佐野町1-20	046-822-5244	046-822-5244	135	羽賀 美佐子
2			2	追浜保育園	237-0068	横須賀市追浜本町2-1	046-865-3502	046-865-3502	152	飯嶋 惠美子
3			3	鴨居保育園	239-0813	横須賀市鴨居3-1-6	046-841-2708	046-841-2708	120	阪本 尚恵
4			4	武山保育園	238-0313	横須賀市武4-17-1	046-856-3175	046-856-3175	100	新倉 美智子
5			5	津久井保育園	239-0843	横須賀市津久井2-14-22	046-849-1747	046-849-1747	100	竹内 玲子
6			6	鶴が丘保育園	238-0056	横須賀市鶴が丘2-3-1	046-824-6282	046-824-6282	60	橋本 みさ子
7			7	ハイランド保育園	239-0833	横須賀市ハイランド2-12-17	046-849-3833	046-849-3833	100	石川 幸子
8			8	船越保育園	237-0076	横須賀市船越町6-69	046-861-3254	046-861-3254	100	柳澤 文枝
9			9	逸見保育園	238-0046	横須賀市西逸見町1-37	046-822-2959	046-822-2959	100	知原 純子
10			10	森崎保育園	238-0023	横須賀市森崎3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	100	小川 富子
11		私立	1	池上愛育園	238-0035	横須賀市池上7-6-6	046-851-1744	046-853-0440	60	角井 ヌイコ
12			2	浦賀保育園	239-0822	横須賀市浦賀町6-3-1	046-841-0677	046-841-0671	120	浜田 京子
13			3	大楠愛児園	240-0104	横須賀市芦名1-31-17	046-856-0155	046-856-0495	45	佐藤 蘭子
14			4	太田和保育園	238-0311	横須賀市太田和3-733	046-857-5544	046-857-5559	149	小林 勇次郎
15			5	衣笠愛児園	238-0032	横須賀市平作8-14-1	046-851-2214	046-851-0198	90	石井 信恵
16			6	衣笠保育園	238-0026	横須賀市小矢部1-6-1	046-836-1617	046-836-1617	60	大芝 智好
17			7	玉成保育園	238-0014	横須賀市三春町5-32	046-823-2548	046-823-2343	60	山村 一恵
18			*8	ぎんのすず保育園	237-0064	横須賀市追浜町2-71	046-867-3020	046-867-3010	60	手塚 惠美子
19			9	公郷保育園	238-0022	横須賀市公郷町6-7-1	046-852-1113	046-852-1113	90	蔵 紀子
20			10	佐野保育園	238-0052	横須賀市佐野町5-7	046-851-2138	046-852-2138	90	坂口 紀恵
21			11	小光子愛育園	238-0052	横須賀市佐野町3-15	046-853-1760	046-853-0743	120	廣田 修平
22			12	しらかば保育園	239-0806	横須賀市池田町1-22-12	046-834-0690	046-834-1706	114	浜田 和幸
23			13	善隣園保育センター	237-0075	横須賀市田浦町2-80-1	046-861-9777	046-861-9778	149	内山 和子
24			14	長井婦人会保育園	238-0316	横須賀市長井2-2-3	046-856-1179	046-856-1112	150	宮田 丈乃
25			15	長井保育園	238-0316	横須賀市長井5-9-5	046-856-4559	046-856-4559	90	江川 礼子
26			16	長岡保育園	239-0842	横須賀市長次1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	185	高木 睦子
27			17	日の出保育園	239-0803	横須賀市桜が丘1-47-1	046-835-5874	046-836-8690	120	阿部 和子
28			18	平作保育園	238-0032	横須賀市平作6-4-33	046-852-6611	046-852-6612	60	宍戸 澄代
29			19	富士保育園	239-0831	横須賀市久里浜5-3-9	046-835-0104	046-835-0104	192	久場 愛子
30			20	三和保育園	238-0015	横須賀市田戸台26	046-822-0479	046-822-0471	119	安藤 多津子
31			21	和順保育園	239-0831	横須賀市久里浜2-19-14	046-835-6556	046-834-9078	90	渡部 俊賢
32	平塚市	公立	1	大神保育園	254-0012	平塚市大神2056	0463-55-6620	0463-55-6620	80	石井 けいこ
33			2	金田保育園	259-1216	平塚市入野112-3	0463-31-1523	0463-31-1523	110	堀之内 美津子
34			3	神田保育園	254-0013	平塚市田村6-14-1	0463-55-1071	0463-55-1071	95	遠田 廣子
35			4	吉沢保育園	259-1204	平塚市上吉沢331	0463-58-0412	0463-58-0412	60	向田 恵子
36			5	しらさぎ保育園	254-0077	平塚市東中原2-14-2	0463-31-2622	0463-31-2622	90	近藤 正代
37			6	須賀保育園	254-0805	平塚市高浜台9-1	0463-21-0353	0463-21-0353	90	石山 みよ子
38			7	南原保育園	254-0065	平塚市南原1-5-3	0463-31-5993	0463-31-5993	90	黒部 喜子
39			8	花水台保育園	254-0824	平塚市花水台10-21	0463-31-7120	0463-31-7120	90	山森 節子
40			9	夕陽ヶ丘保育園	254-0806	平塚市夕陽ヶ丘10-7	0463-21-0059	0463-21-0059	90	猪俣 和子

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
41	平塚市	公立	10	若草保育園	254-0002	平塚市横内 2401	0463-54-0221	0463-54-0221	90	山下 雅子
42		私立	1	愛・八幡保育園	254-0014	平塚市四之宮2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084	45	水瀬 輝美
43			2	明石町保育園	254-0042	平塚市明石町 15-16	0463-21-0789	0463-24-6080	90	園田 巖
44			3	あさひ保育園	254-0903	平塚市河内 310	0463-32-2137	0463-32-9890	120	鈴木 好子
45			4	いずみ保育園	254-0913	平塚市万田 476	0463-31-3421	0463-31-8746	120	金田 了太郎
46			5	大町保育園	254-0904	平塚市根坂間 737-2	0463-58-6662	0463-58-7901	90	鈴木 和代
47			6	金目保育園	259-1207	平塚市北金目 2-9-24	0463-58-1882	0463-58-1917	120	酒井 かず子
48			7	白百合保育園	254-0046	平塚市立野町 31-24	0463-32-0821	0463-35-4782	60	小西 元
49			8	真土すばる保育園	254-0019	平塚市西真土3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	110	白井 美佐子
50			9	高村保育園	254-0914	平塚市高村 209	0463-34-2526	0463-35-2358	120	鳥居 秀美
51			10	中原保育園	254-0084	平塚市南豊田 301-1	0463-32-8600	0463-36-4986	120	原 千漣
52			11	平塚保育園	254-0035	平塚市宮の前 4-13	0463-22-7771	0463-21-5001	120	長本 貞光
53			12	富士見保育園	254-0052	平塚市平塚 5-22-50	0463-33-3411	0463-33-3715	120	牧野 恵子
54			13	みどり保育所	254-0014	平塚市四之宮 2-22-8	0463-21-0415	0463-24-5959	120	落合 陽子
55			14	もんもん保育園	254-0824	平塚市花水台 12-28	0463-33-2325	0463-33-2923	45	金子 玲子
56			15	苗・もんもん保育園	254-0807	平塚市代官町 19-27	0463-21-9117	0463-21-9122	45	高橋 一枝
57			16	花・もんもん保育園	254-0807	平塚市代官町 19-27	0463-20-5887	0463-21-9122	90	松古 洋佳
58			17	柳町保育園	254-0052	平塚市平塚 4-20-1	0463-31-0880	0463-35-2393	90	宮里 勝子
59			18	八幡保育園	254-0014	平塚市四之宮2-10-10	0463-21-0084	0463-23-1589	120	平野 昭子
60			19	ゆかり保育園	259-1212	平塚市岡崎 449	0463-58-7220	0463-59-7050	120	野呂瀬 智子
61			20	横内保育園	254-0002	平塚市横内 3824	0463-55-2188	0463-55-5562	120	福山 奈緒子
62	鎌倉市	公立	1	稲瀬川保育園	248-0016	鎌倉市長谷 2-20-18	0467-24-6121	0467-24-6121	90	小林 和代
63			2	大船保育園	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	80	鈴木 恵子
64			3	岡本保育園	247-0072	鎌倉市岡本 2-21-19	0467-45-2212	0467-45-2212	90	桂 きくえ
65			4	腰越保育園	248-0033	鎌倉市腰越 5-11-17	0467-31-1808	0467-31-1808	90	矢嶋 美恵
66			5	材木座保育園	248-0013	鎌倉市材木座 3-5-8	0467-22-2385	0467-22-2385	90	大本 ゆう子
67			6	寺分保育園	247-0064	鎌倉市寺分 418-10	0467-45-1360	0467-45-1360	110	中野 幾代
68			7	深沢保育園	247-0063	鎌倉市梶原 2-33-2	0467-48-0200	0467-42-5201	100	臼井 由美子
69		私立	1	岩瀬保育園	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	126	富田 英雄
70			2	大船ひまわり保育園	247-0061	鎌倉市台 1-2-25	0467-44-6335	0467-48-5676	60	林 和奈
71			3	オリーブジュエ	247-0051	鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823	60	富田 知敬
72			4	こぼしナーサリー	247-0051	鎌倉市岩瀬 776-2	0467-46-6930	0467-47-9517	60	飯野 幸江
73			5	聖アンの園	247-0056	鎌倉市大船 4-1-19	0467-43-2208	0467-43-2269	140	瀬戸 麻美子
74			6	清心保育園	247-0056	鎌倉市大船 6-5-53	0467-44-7855	0467-44-7698	90	伊福部 師
75			7	たんぼぼ共同保育園	248-0036	鎌倉市手広 133-34	0467-38-1688	0467-38-1689	60	丸山 悦子
76			8	富士愛保育園	248-0013	鎌倉市材木座 6-8-20	0467-22-3465	0467-22-7028	116	桑原 フミ子
77			9	山崎保育園	247-0066	鎌倉市山崎 1148	0467-45-6440	0467-55-8626	90	関場 俊子
78	藤沢市	公立	1	あずま保育園	252-0815	藤沢市石川 3985	0466-81-6077	0466-81-6219	119	古場 智子
79			2	柄沢保育園	251-0003	藤沢市柄沢 235	0466-26-1355	0466-26-1482	119	栗城 國子
80			3	鶴沼保育園	251-0028	藤沢市本鶴沼 3-16-25	0466-36-4594	0466-36-4539	110	穂本 智子

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
81	藤沢市	公立	4	小糸保育園	251-0861	藤沢市大庭 5103-3	0466-87-9121	0466-87-9140	120	先崎 典子
82			5	しおやがはら保育園	252-0804	藤沢市湘南台 4-20-6	0466-44-4855	0466-44-4873	120	仲村 由子
83			6	湘南台保育園	252-0804	藤沢市湘南台 6-31-6	0466-43-3830	0466-43-3809	120	松下 厚子
84			7	善行乳児保育園	251-0871	藤沢市善行 2-18-5	0466-82-0521	0466-82-0536	60	佐藤 孝子
85			8	善行保育園	251-0871	藤沢市善行 2-18-1	0466-81-6169	0466-81-6195	120	飯尾 寿美江
86			9	高砂保育園	251-0046	藤沢市辻堂西海岸 2-14-21	0466-36-1225	0466-36-1487	90	増田 智恵子
87			10	高山保育園	251-0042	藤沢市辻堂新町 4-2-3	0466-33-1022	0466-33-1097	120	渋谷 眞理子
88			11	辻堂保育園	251-0056	藤沢市羽鳥 1-3-12	0466-36-6695	0466-36-6728	180	大淵 淳子
89			12	浜見保育園	251-0037	藤沢市鶴沼海岸 4-17-6	0466-34-4545	0466-34-4539	120	瀬川 多佳子
90			13	藤が岡保育園	251-0004	藤沢市藤が岡 2-3-16	0466-22-2794	0466-22-2795	119	岩澤 佳代子
91			14	藤沢保育園	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	180	瀬戸 富美江
92			15	またの保育園	252-0812	藤沢市西俣野 1962-2	0466-81-8727	0466-81-8724	120	川竹 逸子
93			16	明治保育園	251-0057	藤沢市城南 3-6-18	0466-36-1221	0466-36-1263	90	西橋 良美
94		私立	1	遠藤保育園	252-0816	藤沢市遠藤 2469	0466-87-3251	0466-87-3946	114	小永井 達也
95			2	大庭保育園	252-0816	藤沢市遠藤 732-9	0466-87-1795	0466-88-9208	125	川口 洋子
96			3	御所見愛児園	252-0821	藤沢市用田 569	0466-48-1070	0466-48-0444	150	由井 恵
97			4	五反田保育園	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	190	伊澤 昭治
98			5	白旗保育園	251-0052	藤沢市藤沢 2-5-1	0466-26-3440	0466-26-3498	120	落合 昭宏
99			6	すくすく保育園	252-0804	藤沢市湘南台2-13-8 神中第5ビル2階	0466-44-2945	0466-43-7005	60	榎居 新
100			7	高谷保育園	251-0012	藤沢市村岡東 3-413-1	0466-26-2737	0466-26-2350	90	榎居 祐三
101			8	とぎわぎ保育園	252-0805	藤沢市円行 2-3-1	0466-45-3711	0466-45-0861	90	青木 裕子
102			9	富士見保育園	251-0032	藤沢市片瀬 5-13-15	0466-25-7211	0466-28-9866	120	都丸 里己
103			10	二葉保育園	251-0037	藤沢市鶴沼海岸 6-6-10	0466-33-1823	0466-33-1524	120	金野 直美
104			11	六会保育園	252-0813	藤沢市亀井野 914-5	0466-81-5011	0466-81-5378	114	小永井 敬子
105			12	村岡保育園	251-0016	藤沢市弥勒寺 1-22-17	0466-26-6431	0466-26-6767	120	工藤 欣之
106			13	わかたけ保育園	251-0047	藤沢市辻堂 3-9-16	0466-34-2417	0466-34-2290	120	佐々木 久美子
107	小田原市	公立	1	江之浦保育園	250-0025	小田原市江之浦 328-1	0465-29-0271	0465-29-0271	45	川邊 米子
108			2	桜井保育園	250-0851	小田原市曾比 2153-2	0465-36-0710	0465-36-0710	120	中島 利子
109			3	下曾我保育園	250-0206	小田原市曾我原 347	0465-42-0951	0465-42-0951	100	福山 秋子
110			4	城山乳児園	250-0045	小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	60	山岡 壽江
111			5	曾我保育園	250-0208	小田原市下大井 104	0465-42-2852	0465-42-3323	45	山内 利枝子
112			6	豊川保育園	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	65	井澤 三枝子
113			7	早川保育園	250-0021	小田原市早川 2-3-13	0465-22-2710	0465-22-2710	120	古川 久代
114		私立	1	足柄保育園	250-0001	小田原市扇町 2-17-2	0465-34-2528	0465-32-3770	90	小原 節子
115			2	石塚保育園	256-0812	小田原市国府津 2769	0465-47-3367	0465-47-3367	120	石塚 達義
116			3	おおとり保育園	256-0816	小田原市酒匂 6-6-30	0465-49-4127	0465-49-4141	90	柳下 眞由美
117			4	狹窪保育園	250-0042	小田原市狹窪 542-5	0465-34-4596	0465-34-4596	150	大井 俊章
118			5	小田原愛児園	250-0004	小田原市浜町 1-3-8	0465-22-3523	0465-22-3524	300	推野 あい子
119			6	小田原乳児園	250-0004	小田原市浜町 1-2-15	0465-22-3523	0465-22-3524	90	渡邊 澄江
120			7	上府中保育園	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	90	都築 嗣光

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
121	小田原市	私立	8	久野保育園	250-0055	小田原市久野 1550	0465-35-2253	0465-32-0245	120	近藤 正浩
122			9	国府津保育園	256-0812	小田原市国府津 3-11-25	0465-47-3355	0465-47-3354	120	長谷川 陽一
123			10	五百羅漢保育園	250-0001	小田原市扇町 5-1-28	0465-34-3247	0465-35-9470	90	安藤 実英
124			11	山王保育園	250-0003	小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911	120	都築 願道
125			12	下府中保育園	250-0872	小田原市中里184-6	0465-47-8294	0465-48-3430	60	池田 ツル子
126			13	春光保育園	250-0874	小田原市鴨宮 444	0465-48-5162	0465-48-7164	160	石川 邦雄
127			14	城前寺保育園	250-0204	小田原市曾我谷津 592	0465-42-0140	0465-42-2164	90	皆川 明演
128			15	たんぼぼ保育園	250-0052	小田原市府川 139-2	0465-35-6505	0465-35-5854	70	小谷 カツエ
129			16	富水保育園	250-0852	小田原市栢山 1946	0465-36-0531	0465-36-0835	120	池田 紀子
130			17	中島保育園	250-0005	小田原市中町 2-13-48	0465-22-4359	0465-23-3635	150	天利 俊邦
131			18	西大友保育園	250-0212	小田原市西大友 485-2	0465-36-4378	0465-36-5660	90	松原 宣孝
132			19	報徳保育園	250-0852	小田原市栢山 880	0465-36-0272	0465-36-1619	100	樂 研三
133			20	みどりの家愛児園	250-0005	小田原市中町 1-15-11	0465-23-2866	0465-24-3986	200	安部 龍雄
134			21	みゆき愛児園	250-0012	小田原市本町 4-6-18	0465-22-3722	0465-22-3723	60	佐藤 喜代子
135			22	桃重保育園	256-0815	小田原市小八幡 4-1-13	0465-48-6770	0465-48-6777	90	長谷川 公子
136	茅ヶ崎市	公立	1	香川保育園	253-0082	茅ヶ崎市香川 4-46-1	0467-57-6002	0467-57-6002	90	野中 幸枝
137			2	小和田保育園	253-0022	茅ヶ崎市松浪 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571	90	四ノ宮 道江
138			3	鶴が台保育園	253-0003	茅ヶ崎市鶴が台 10-8	0467-51-0782	0467-51-0782	90	大村 淳子
139			4	浜須賀保育園	253-0025	茅ヶ崎市松が丘 2-8-60	0467-87-2034	0467-87-2034	150	鈴木 弘子
140			5	浜見平保育園	253-0062	茅ヶ崎市浜見平 12-1	0467-83-1011	0467-83-1011	90	高橋 文子
141			6	室田保育園	253-0018	茅ヶ崎市室田 1-3-13	0467-53-1225	0467-53-1225	60	中基 ケイ子
142		私立	1	十間坂保育園	253-0045	茅ヶ崎市十間坂 2-2-13	0467-87-1256	0467-58-9141	120	坂巻 清
143			*2	湘南くすの木保育園	253-0017	茅ヶ崎市松林 3-4-5	0467-50-1125	0467-50-1126	90	早乙女 実佳
144			3	松林保育園	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	120	小川 晃
145			4	青和保育園	253-0065	茅ヶ崎市松尾 8-23	0467-82-1777	0467-82-1777	90	青木 聡
146			5	芹沢保育園	253-0008	茅ヶ崎市芹沢 1056	0467-51-3669	0467-51-7840	60	柿澤 高明
147			6	茅ヶ崎保育園	253-0044	茅ヶ崎市新栄町 3-32	0467-82-3030	0467-82-3889	90	堀部 絹代
148			7	なぎさ第二保育園	253-0004	茅ヶ崎市甘沼 244-3	0467-52-7009	0467-33-5626	90	柿澤 秀旗
149			8	なぎさ保育園	253-0004	茅ヶ崎市甘沼 898	0467-52-0008	0467-52-0136	90	柿澤 兼文
150			9	西久保保育園	253-0083	茅ヶ崎市西久保 596-7	0467-87-0311	0467-58-8460	120	岩澤 貞之
151			10	梅雲保育園	253-0087	茅ヶ崎市下町屋 2-14-15	0467-85-5560	0467-85-8928	90	鷺見 宗信
152			11	萩園愛児園	253-0071	茅ヶ崎市萩園 665-1	0467-86-5894	0467-82-8533	90	石井 正子
153			*12	ひまわり愛児園	253-0061	茅ヶ崎市南湖 4-13-30	0467-82-4441	0467-85-4503	90	三橋 貴文
154			13	フーンリツチ緑ヶ浜保育園	253-0034	茅ヶ崎市緑が浜 7-52	0467-86-0147	0467-57-3323	120	前田 れい子
155			14	松が丘保育園	253-0025	茅ヶ崎市松が丘 1-1-72	0467-86-5895	0467-57-4988	120	渡邊 辰幸
156	逗子市	公立	1	小平保育園	249-0008	逗子市小平 5-22-5	0467-22-3435	0467-22-3435	90	光武 さとみ
157			2	湘南保育園	249-0003	逗子市池子 2-11-9	046-871-2838	046-871-0474	90	川村 文代
158		私立	1	桜山保育園	249-0005	逗子市桜山 5-15-2	046-873-7222	046-873-7279	120	金子 ゆり子
159			2	沼間愛児園	249-0004	逗子市沼間 1-21-10	046-871-2669	046-871-2619	150	若林 順子
160			3	双葉保育園	249-0001	逗子市久木 2-7-2	046-871-2793	046-871-5089	180	小池 カズユ

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
161	三浦市	私立	1	上宮田小羊保育園	238-0101	三浦市南下浦町上宮田 3190-1	046-888-5414	046-889-0874	150	生野 多恵子
162			2	城ヶ島保育園	238-0237	三浦市三崎町城ヶ島 429	046-881-2712	046-881-2728	60	脇坂 眞
163			3	初声保育園	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742	60	川名 克美
164			4	三崎二葉保育園	238-0235	三浦市城山町 4-4	046-881-2359	046-881-7902	90	生野 隆彦
165	秦野市	公立	1	渋沢保育園	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	120	鎌田 初子
166			2	みどりこども園	257-0054	秦野市緑町 16-2	0463-84-1250	0463-84-1250	60	横尾 智子
167			3	つるまきこども園	257-0007	秦野市鶴巻 2248-1	0463-77-3536	0463-77-3536	120	源田 和代
168			4	ひろはたこども園	257-0004	秦野市下大槻 138	0463-77-7105	0463-77-7105	90	飯尾 ひとみ
169			5	すえひろこども園	257-0037	秦野市末広町 6-35	0463-81-3002	0463-81-3002	120	小林 俊子
170		私立	1	いまいずみ保育園	257-0011	秦野市尾尻 952-16	0463-82-6226	0463-84-3502	120	草山 充
171			2	こひつじ保育園	259-1322	秦野市渋沢 2-7-15	0463-87-2088	0463-88-9650	75	守屋 和子
172			3	西湘秦野保育園	259-1307	秦野市横野 231	0463-75-2818	0463-75-2819	120	山口 八重子
173			4	第一保育園	257-0035	秦野市本町 1-3-1	0463-81-3175	0463-81-3141	80	奈良 利代子
174			5	なでしこ保育園	257-0003	秦野市南矢名 2290-3	0463-77-7111	0463-78-7124	90	峰 明美
175			6	なでしこ第2保育園	257-0004	秦野市下大槻 174-2	0463-78-3939	0463-78-3939	90	平井 由美子
176			7	にっこ保育園	257-0017	秦野市立野台 1-3-7	0463-83-2525	0463-83-2626	60	梅原 正美
177			8	ひばりが丘保育園	257-0046	秦野市ひばりが丘 1-15	0463-81-0683	0463-81-0683	60	高橋 多重
178			9	ひまわり保育園	257-0033	秦野市室町 3-23	0463-82-3405	0463-82-2837	90	高橋 六郎
179			*10	ふくろうのもり保育園	257-0015	秦野市平沢 1243-3	0463-81-8306	0463-83-6410	20	小島 淑栄
180			11	みどり保育園	259-1317	秦野市並木町 9-36	0463-88-3702	0463-88-3706	90	井伊 則子
181			12	南秦野保育園	257-0015	秦野市平沢 1243-3	0463-81-8306	0463-83-6410	120	小島 昇
182			13	やまゆり保育園	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	90	山本 昇
183			14	若木保育園	257-0028	秦野市東田原 440-5	0463-81-6332	0463-81-5529	60	金子 義男
184	厚木市	公立	1	相川保育所	243-0026	厚木市下津古久 710-1	046-225-2257	046-228-3608	120	岩崎 京子
185			2	厚木保育所	243-0018	厚木市中町 1-3-3	046-225-2256	046-221-2169	130	高橋 美澄里
186			3	小船保育所	243-0213	厚木市飯山 4232-1	046-225-2259	046-241-1811	90	高橋 恭子
187			4	玉川保育所	243-0121	厚木市七沢 162	046-225-2260	046-248-0016	100	榎田 桃子
188			5	南毛利保育所	243-0036	厚木市長谷 1247	046-225-2261	046-247-8430	130	山口 良子
189			6	もみじ保育所	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	120	成田 美奈子
190		私立	1	あゆのご保育園	243-0032	厚木市恩名 1-10-38	046-296-5177	046-225-8177	120	町田 和子
191			*2	愛歩保育園	243-0203	厚木市下荻野 1284	046-243-4500	046-243-4501	120	山口 貴裕
192			3	依知保育園	243-0804	厚木市関口 390	046-245-0531	046-245-9732	120	鈴木 弘子
193			4	岡田保育園	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	120	藤田 理恵
194			5	荻野すみれ愛児園	243-0204	厚木市鶴尾 2-25-6	046-241-1306	046-242-6891	150	綱島 広美
195			6	かねだちヤイルド園	243-0807	厚木市金田 254	046-296-4152	046-296-4154	90	安本 昇
196			7	キンダーガーデンこぼと	243-0014	厚木市旭町 3-7-3	046-220-6333	046-220-6334	70	湯浅 房子
197			8	けいわ保育園	243-0018	厚木市中町3-3-9 7-ハバブテラサ*3階	046-221-4570	046-221-4066	90	島津 容子
198			9	けいわ星の子保育園	243-0018	厚木市中町3-3-9 7-ハバブテラサ*1・2階	046-296-2040	046-295-0057	30	棚木 宮子
199			10	厚南幼児園	243-0035	厚木市愛甲 2585	046-247-0139	046-248-6398	80	須藤 史枝
200			11	三田保育園	243-0211	厚木市三田 350-3	046-241-9127	046-242-6892	90	多田 加代子

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
201	厚木市	私立	12	妻田保育園	243-0815	厚木市妻田西2-20-5	046-222-2632	046-222-5718	220	山口 隆雄
202			13	みどり保育園	243-0031	厚木市戸室3-3-11	046-223-7355	046-222-5714	150	山崎 隆史
203			14	YMCAおつぎ保育園ホサナ	243-0018	厚木市中町3-2-6	046-222-8619	046-222-8619	60	齋藤 信
204	大和市	公立	1	葦柳保育園	242-0021	大和市中央6-8-27	046-264-1919	046-264-8674	120	鈴木 恵美子
205			2	深見台保育園	242-0013	大和市深見台4-10-23	046-263-9300	046-264-7954	120	大林 敏子
206			3	福田保育園	242-0024	大和市福田8-22-5	046-267-0995	046-267-4287	120	平本 博子
207			4	緑野保育園	242-0001	大和市下鶴間4164-1	046-274-4769	046-273-1104	90	叶 秀子
208			5	若草保育園	242-0005	大和市西鶴間8-4-20	046-276-1050	046-273-1114	120	安藤 らん子
209			6	若葉保育園	242-0004	大和市鶴間1-25-3	046-261-3603	046-263-9472	120	相原 叔子
210		私立	1	渋谷保育園	242-0024	大和市福田6002	046-267-1243	046-269-7902	90	小島 喜久枝
211			2	モニカ保育園	242-0003	大和市林間2-6-14	046-275-8010	046-276-2242	180	佐藤 千明
212			3	もみの木保育園	242-0024	大和市福田5-17-1	046-268-8808	046-279-4404	80	靱山 雅香
213	伊勢原市	公立	1	大山保育園	259-1107	伊勢原市大山203	0463-95-2078	0463-95-4445	60	寺岡 佳代子
214			2	高部屋愛育保育園	259-1111	伊勢原市西富岡1096	0463-95-1086	0463-95-4446	150	石射 あい子
215			3	中央保育園	259-1131	伊勢原市伊勢原1-24-15	0463-95-2688	0463-95-4447	120	深瀬 幸子
216			4	比々多保育園	259-1104	伊勢原市坪ノ内80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	120	下嶋 淳子
217		私立	1	伊勢原愛児園	259-1126	伊勢原市沼目2-6-3	0463-95-1235	0463-95-4443	90	石井 誠一
218			2	伊勢原こぼと保育所	259-1144	伊勢原市池端502	0463-93-4414	0463-26-3044	60	小倉 生恵
219			3	伊勢原ふたば保育園	259-1114	伊勢原市高森1391-3	0463-92-6226	0463-92-6227	120	青砥 弘子
220			4	大原保育園	259-1132	伊勢原市桜台1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	120	萩原 敏三
221			5	ベルガーゾン保育園	259-1133	伊勢原市東大竹2-2-1	0463-93-3033	0463-95-9753	135	井田 美幸
222			6	ミスラゾン保育園	259-1144	伊勢原市池端536	0463-91-0050	0463-94-0018	120	三好 玲子
223			7	林台保育園	259-1113	伊勢原市栗窪210-1	0463-93-1007	0463-92-0976	90	高橋 仁史
224	海老名市	公立	1	柏ヶ谷保育園	243-0401	海老名市東柏ヶ谷2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	120	萩原 小百合
225			2	勝瀬保育園	243-0404	海老名市勝瀬8-1	046-232-5994	046-232-5994	60	林 まち子
226			3	門沢橋保育園	243-0426	海老名市門沢橋2-22-7	046-238-3231	046-238-3231	60	笹 房子
227			4	下今泉保育園	243-0435	海老名市下今泉5-8-23	046-232-1876	046-232-1876	90	井上 加代子
228			5	中新田保育園	243-0422	海老名市中新田4-19-1	046-232-3259	046-232-3324	90	関口 まり子
229		私立	1	さがみ愛子園	243-0433	海老名市河原口514	046-231-0846	046-231-4146	120	本多 多恵子
230			2	さくら愛子園	243-0415	海老名市上河内257	046-238-1167	046-238-1167	120	山口 須枝子
231			3	さくらい保育園	243-0431	海老名市上今泉1-14-33	046-235-8150	046-235-8151	60	森屋 茂子
232			4	たちばな保育園	243-0412	海老名市浜田町23-14	046-231-5831	046-234-3850	120	本良 裕子
233			5	つちのこ保育園	243-0414	海老名市杉久保南4-25-22	046-238-3707	046-238-3720	60	吉田 淳子
234			*6	虹の子保育園	243-0422	海老名市中新田2-21-24	046-233-5941	046-233-5954	67	米田 和枝
235			7	ふたば愛子園	243-0406	海老名市国分北3-1-43	046-231-1636	046-234-3870	180	本多 緑子
236	座間市	公立	1	栗原保育園	228-0014	座間市栗原中央6-5-28	046-251-1044	046-255-0826	100	安斉 和恵
237			2	小松原保育園	228-0002	座間市小松原1-29-8	046-255-6671	046-251-4603	80	井上 真澄
238			3	相模が丘西保育園	228-0001	座間市相模が丘2-43-41	046-255-2100	046-253-4906	120	保住 みずみ
239			4	相模が丘東保育園	228-0001	座間市相模が丘5-12-36	042-743-2200	042-743-1891	60	田所 せつ子
240			5	相武台保育園	228-0011	座間市相武台3-4770-4	046-253-2523	046-253-0943	83	滝沢 紀美子

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
241	座間市	公立	6	ちびさ保育園	228-0025	座間市四ツ谷 835	046-251-2202	046-251-4689	60	山下 みゆき
242			7	東原保育園	228-0004	座間市東原 4-12-18	046-251-5564	046-255-2891	80	河野 敦子
243			8	ひばりが丘保育園	228-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	75	石井 桂子
244			9	緑ヶ丘保育園	228-0021	座間市緑ヶ丘 6-3-16	046-252-0763	046-258-2741	60	水谷 美知子
245		私立	1	あゆみ保育園	228-0021	座間市緑ヶ丘 4-16-16	046-255-8691	046-259-1377	60	高松 一枝
246			2	いその保育園	228-0021	座間市緑ヶ丘 1-26-6	046-254-5772	046-257-2500	60	磯野 タズ子
247			3	栗の美保育園	228-0004	座間市東原 1-6-30	046-254-1929	046-254-1931	60	江成 玲子
248			4	座間子どもの家保育園	228-0005	座間市さがみ野 1-8-25	046-253-2784	046-253-3388	100	小島 良之
249			5	座間保育園	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	60	渡邊 翅子
250			6	広野台保育園	228-0012	座間市広野台 1-32-3	046-255-3616	046-255-3638	60	長谷川 光哉
251			7	やなせ保育園	228-0023	座間市立野台 2-26-8	046-251-5544	046-251-6566	60	石塚 康子
252			8	わかば保育園	228-0027	座間市座間 1-3281	046-251-6776	046-251-6935	60	福井 勝子
253	南足柄市	公立	1	南足柄保育園	250-0126	南足柄市狩野 125-1	0465-73-2515	0465-72-0988	120	今井 千恵子
254		私立	1	華綾保育園	250-0127	南足柄市大雄町 1058	0465-74-4848	0465-72-2248	150	横山 由美子
255			2	塚原保育園	250-0117	南足柄市塚原 2161	0465-74-5826	0465-74-5827	120	瀬戸 雄三
256			3	ふくざわ保育園	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	120	石野 美保子
257	綾瀬市	公立	1	大上保育園	252-1104	綾瀬市大上 6-14-5	0467-77-0323	0467-77-0323	70	中島 操
258			2	綾南保育園	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	110	武藤 初美
259		私立	1	おとぎ保育園	252-1123	綾瀬市早川 3067-5	0467-76-3841	0467-76-3842	120	森下 茉玖江
260			2	つばみ保育園	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	90	三崎 たず急
261			3	吉岡保育園	252-1124	綾瀬市吉岡 1980	0467-78-4324	0467-78-4365	60	大塚 哲朗
262	葉山町	公立	1	葉山保育園	240-0112	三浦郡葉山町堀内 2050-9	046-875-6246	046-876-1861	90	井上 尚美
263		私立	1	葉山にごっこ保育園	240-0113	三浦郡葉山町長橋 991	046-875-2324	046-875-2324	60	谷口 四郎
264	寒川町	私立	1	旭保育園	253-0106	高座郡寒川町宮山 2194	0467-75-0773	0467-75-0528	180	中島 光子
265			2	一之宮愛児園	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796	180	佐藤 さびや
266			3	さむかわ保育園	253-0106	高座郡寒川町宮山 935	0467-75-0134	0467-75-0251	180	岡本 政江
267	大磯町	公立	1	国府保育園	259-0102	中郡大磯町生沢 438	0463-72-1765	0463-72-4121	90	柳枝 洋子
268	二宮町	公立	1	百合が丘保育園	259-0133	中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	90	石井 由美子
269		私立	1	二宮保育園	259-0123	中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	90	相馬 宣正
270			2	梅花保育園	259-0123	中郡二宮町二宮 1341	0463-73-1312	0463-73-3694	90	水島 正恭
271			3	みちる愛児園	259-0122	中郡二宮町富士見が丘 2-19-8	0463-73-2969	0463-73-4411	60	里山 幸子
272	中井町	公立	1	井ノ口保育園	259-0151	足柄上郡中井町井ノ口 1996-1	0465-81-1128	0465-81-3364	60	加藤 正美
273			2	中村保育園	259-0153	足柄上郡中井町比奈窪 137-2	0465-81-0233	0465-81-0233	60	成川 茂
274		私立	1	木之花保育園	259-0141	足柄上郡中井町遠藤 327	0465-81-0243	0465-81-0243	120	三橋 幸恵
275	大井町	私立	1	栄光愛児園	258-0017	足柄上郡大井町西大井 385	0465-83-3225	0465-20-6860	90	吉岡 桂子
276	松田町	私立	1	立花愛児園	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 965	0465-82-3227	0465-82-5286	50	山口 眞澄
277	開成町	私立	1	酒田保育園	258-0025	足柄上郡開成町円通寺 55-1	0465-82-2277	0465-82-7881	150	露木 省子
278			*2	酒田みずのべ保育園	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306	90	露木 睦
279	箱根町	公立	1	仙石原幼児学園	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	85	土屋 あつみ
280			2	宮城野保育園	250-0401	足柄下郡箱根町宮城野 102	0460-82-2543	0460-82-2965	155	佐野 眞弓

No.1	市町	公私	No.2	施設名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	定員	施設長名
281	箱根町	公立	3	湯本幼児学園	250-0311	足柄下郡箱根町湯本 392	0460-85-5444	0460-85-6446	72	高緑 早苗
282	真鶴町	私立	1	石田保育園	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴 1900	0465-68-2422	0465-68-2422	60	石田 かおり
283			2	貴船愛児園	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴 1117-ロ	0465-68-3366	0465-68-6500	45	平井 義行
284	湯河原町	公立	1	おにわ保育園	259-0305	足柄下郡湯河原町城堀 38-2	0465-62-8386	0465-62-8386	125	土屋 千重美
285			2	たちばな保育園	259-0313	足柄下郡湯河原町鍛冶屋 868-3	0465-63-2190	0465-63-2190	120	岡田 佳代子
286			3	まぎご保育園	259-0301	足柄下郡湯河原町中央 1-19-1	0465-62-3516	0465-62-3516	105	土屋 今日子
287			4	みやのうえ保育園	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上 36-1	0465-63-5255	0465-63-5255	120	力石 久子
288			5	八雲保育園	259-0312	足柄下郡湯河原町吉浜 1044-1	0465-63-0590	0465-63-0590	105	名川 比呂美
289	愛川町	公立	1	春日台保育園	243-0302	愛甲郡愛川町春日台 2-11-3	046-285-0795	046-285-0890	100	木村 了子
290			2	高峰保育園	243-0308	愛甲郡愛川町三増 773	046-281-1186	046-281-6157	100	木藤 美江子
291			3	田代保育園	243-0306	愛甲郡愛川町田代 323	046-281-1191	046-281-6156	100	大矢 敏代
292			4	中津保育園	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	100	林 綾子
293			5	中津南保育園	243-0303	愛甲郡愛川町中津 3893	046-286-0077	046-286-7988	100	原 智子
294			6	半原保育園	243-0307	愛甲郡愛川町半原 4495-1	046-281-0244	046-281-6155	100	諏訪部 裕子

「保育活動専門員」認証制度とは

本会指定の大会・研修会への受講をもって得られる研修ポイントを一定以上獲得し、認定レポートを提出した方に対して、全国保育協議会・全国保育士会が「保育活動専門員」として認定し、認定証および認定カードを発行します。

「保育活動専門員」取得者の声

○ 観音寺市立西保育所
中川 志津子 さん(香川県)

主任保育士特別講座や各研修を受講したことが認証され、自身への励みとなりました。今後、保育活動専門員の活動を広げられるようさらに研鑽を積み、地域に繋げていきたいと思えます。



○ あすなる第2 保育園
竹内 寛和 さん(島根県)

日々の保育活動で求められる専門性を学ぶ過程において、保育活動専門員の認証取得はとても自信になりました。今後は、専門員としての自覚を持ち、絶え間ぬ研鑽に努めていきたいと思えます。



Q & A

■ どんな人が取得できる制度ですか？
保育・子育てに関係するすべての方が対象です。

■ 認定期間はどれくらいですか？
認定証発行日より5年間です。

■ 認定を受けるにはどうすればいいですか？
次のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 本会指定の大会・研修会を受講し、1,000ポイント以上の研修ポイントを獲得すること。
(■対象となる大会・研修会とポイント参照)

(2) ①① 通年講座または② 必修研修会のいずれかを修了したポイントが含まれていること。

(3) 指定された課題について、1,500字以上～3,000字以内でのレポートを作成・提出すること。

『保育長専門講座』『主任保育士特別講座』を修了された方は認定レポートが免除になります。

■ 対象となる大会・研修会とポイント

① 全国保育協議会・全国保育士会主催の大会・研修会

① 通年講座	● 保育所長専門講座 ● 主任保育士特別講座	各<1,000ポイント>
② 必修研修会	● 保育所長・リーダー研修会(仮称：平成22年度より新規) ● 全国保育士研修会 ● 保育所リーダーの専門性を高める研修会	各<250ポイント>
③ 各種研修会	● 保育所保健・衛生専門研修会 ● 公立保育所トップセミナー ● リカレント研修会 ● 保育スーパーバイザー養成研修会 ● 保育21世紀セミナー ● 全国保育士会食育推進研修会 ● 乳幼児のための保育看護セミナー	各<200ポイント>
④ 全国社会福祉協議会主催の研修会	● ファミリーソーシャルワーク研修会	<200ポイント>
⑤ 全国大会	● 全国保育研究大会 ● 全国保育士会研究大会	各<100ポイント>

② ブロック保育協議会主催の大会・研修会

対象となるブロック大会・研修会は、毎年度全国保育協議会で内容を確認し、決定します。

③ 発表

全国大会等において発表を行った場合、研修ポイントを加算します。

申請方法など詳しくは全国保育協議会ホームページ
「『保育活動専門員』の認証制度実施について」をご覧ください。
<http://www.zenhokyo.gr.jp/senmonin/senmonin.htm>

申請・問合せ先 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-2-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509

子どもサポートネットワーク・フォーラム

いじめ・不登校・児童虐待については、ひとつの機関・団体で対応するには困難な事例も多くなってきており、切れ目のない支援のために、それぞれの機関の連携や協力、地域での支援が不可欠となっている現状があります。知っているようで、わかっていなかった福祉・保健・教育・民間などの各関係機関の機能や役割を知り、顔が見え、連携や協力がしやすい環境をつくるためにフォーラムを開催することとしました。

お互いが知り合える場にしませんか。是非ご参加ください！

日時 平成22年8月23日(月) 13:30~16:30

会場 神奈川県社会福祉会館 4階研修室
横浜市神奈川区沢渡4-2 (裏面地図参照)

第一部 切れ目のない支援のために、連携・協力するための各機関の役割・機能について
～福祉・保健・教育・民間との連携について考える～

コーディネーター 県立保健福祉大学 小林 正稔教授
報告者 平塚市こども家庭課 白井 純人氏
厚木児童相談所子ども支援課 星 賢一氏
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー
鳥海佳奈枝氏
K2インターナショナルジャパン 三浦 真弓氏

*K2インターナショナルジャパンは、20年に渡って不登校・ひきこもり・ネットなど、生きづらさを抱える若者たちの生活・就労支援に取り組んできた団体です。

第二部 グループディスカッション

*参加申し込みは、裏面にてファクシミリにて8月16日(月)までお願いします。

<問い合わせ先>

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課

電話 045-210-4666 ファクシ 045-210-8857

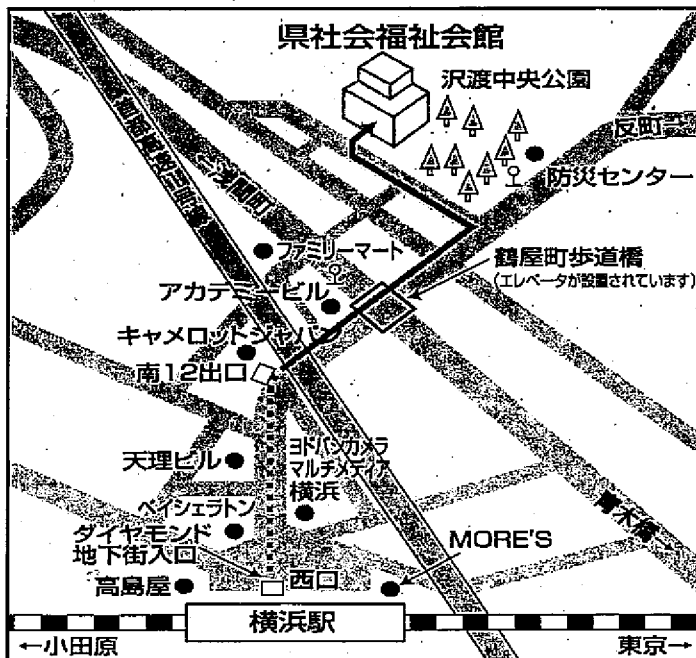
神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課
 次世代育成グループ 古塩宛 (FAX 045-210-8857)

送信票は不要です。このままFAXしてください。

締め切り平成22年8月16日(月)

子どもサポートネットワーク・フォーラムの出席について

所 属 (職名)	氏 名	連絡先電話番号
()		
()		
()		



第4回

かながわ子ども・子育て支援大賞募集中!

神奈川県では、かながわぐるみで子ども・子育て支援を進めるため、子ども・子育て支援に取り組み地域に貢献している事業者や個人・団体の皆様の活動を表彰する制度を設けています。平成22年度の表彰候補募集は次のとおりです。ご応募をお待ちしています。

対象

次の項目に該当するものが対象となります。

- 神奈川県内において、子ども・子育て支援活動のモデルとなるような活動を行っている事業者、個人又は団体等
- 地域の子どもや子育て家庭に対する貢献度が高いと認められるもの
- 原則として、対象となる活動年数が継続して2年以上あること



表彰の種類

- (1) かながわ子ども・子育て支援大賞
- (2) かながわ子ども・子育て支援奨励賞(事業者部門、個人・団体部門)
- (3) かながわ子ども・子育て支援特別賞(連携・協働部門)

※表彰の対象となる活動のうち最も優れている事業者、個人又は団体に大賞を授与します。

※(1)(2)は知事表彰、(3)は知事と県子ども・子育て支援推進協議会会長の連名表彰です。

※表彰の数は、大賞は1団体又は1名、奨励賞は各部門数団体(数名)、特別賞は1活動・ネットワークです。

副賞

大賞:10万円 奨励賞:各5万円 特別賞:8万円

応募方法

応募書(別紙様式)に記入のうえ郵送又は持参して下さい。
(自薦・他薦いずれでも応募可能です)

応募用紙はダウンロードもできます。アドレスは次のとおりです。

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/15/1386/jisedai/sientaisyo/sientaisyo_index.html

応募締切

平成22年8月31日(火)(郵送の場合、当日消印有効)

お問合せ
ご応募は

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045 (210) 4666

選考及び結果の発表等

審査会による審査を経て、10月上旬に知事が決定し、県ホームページに掲載します。

評価の基準

子ども・子育て支援への有効性や地域社会への貢献性、継続性、他の活動のモデルとなるものか、県内への波及効果はどうかなどにより総合的に審査します。

審査会

子ども・子育てに関わる学識者や、事業者や団体の活動に詳しい方など外部委員等による審査会で審査を行います。

部門

かながわ子ども・子育て支援大賞／奨励賞<知事表彰>

事業者部門

県内において、営利・非営利を問わず反復継続して、一定の対価を得て商品・役務等を提供する社会的活動を行う者全般

株式会社、会社のクラブ、病院、協同組合、市町村社会福祉協議会、学校、幼稚園、商店街振興組合、サービス提供を通常対価を得て行っているNPO法人等

団体・個人部門

上記以外の団体・個人

学校地域連絡協議会、任意団体、個人、民生委員児童委員協議会等

かながわ子ども・子育て支援特別賞<知事及び県子ども・子育て支援推進協議会会長 表彰>

連携・協働部門

複数の団体等の連携・協働による効果的な活動やネットワーク

- 複数の団体による子育て支援活動やイベント、ネットワークづくり
- 事業者・NPO等と町内会・子ども会等の地縁の団体等との連携・協働による活動
- 民間団体と行政の協働事業(委託や補助終了後も地域に根付いて実施されている活動等)
*平成21・22年度、行政からの委託・補助・奨励金等により実施されているものは除きます。

この表彰は、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づくものです。

「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川をめざして

神奈川県子ども・子育て支援推進条例 (平成19年10月施行)

表彰制度以外の主な内容

- ◆従業員のための子育て支援を制度化している事業者の認証制度
平成19年10月から「かながわ子育て応援団」として認証
- ◆県民総ぐるみで子ども・子育て支援を推進する体制
平成19年10月に「神奈川県子ども・子育て支援推進協議会」設立
- ◆毎年8月は「かながわ子ども・子育て支援月間」
平成20年8月から、子ども・子育て支援への関心を深め、活動を促進する活動を実施



(別紙様式)

かながわ子ども・子育て支援大賞等応募書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

(応募者) 住 所 〒 _____

氏 名 ※ _____

連 絡 先 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

ホームページ
アドレス _____

※団体・事業者の場合はその名称及び代表者名を記載

種 別	1 事業者部門	2 個人・団体部門	3 連携・協働部門
	(該当するものを○で囲んでください。)		
★ 被推薦者・団体・ 活動の名称			
自薦・他薦の別	自薦 ・ 他薦 (該当する方を○で囲んでください。)		
★ 被推薦者等連絡先 (事業者・団体等自薦 の場合、担当者名も記 入してください。)	〒 _____ 所在地(住所) 電話(_____) _____ 担当者		
応 募 理 由			
★ 活 動 地 域	(市町村域、県域、圏域などを具体的に記入してください)		
活動開始の年月日	年 月 日		

活動開始の経緯			
★ 活動の概要 (目的、内容、対象者、 実施時期などについて 分かりやすく記入し てください。)			
★ 活動の特色 (活動の中で特にPR したい部分)			
最近の主な活動 (実施日、参加者数、 内容を簡潔に記入し てください。)			
今後の活動方針 (今後どのような活動 を行っていきたいかを 記載してください。)			
表彰履歴 (表彰名・年月日)	賞の名称	受賞年月日	受賞内容
★印の内容について、今後、選考以外で県作成の広報誌等に 掲載することを承諾いただける場合は○をお願いします。 (掲載する内容は別途照会します)			承諾します

*団体・事業所については、その概要が分かる資料を添付してください。(A4で2枚4P以内)

*その他活動の参考となる資料がありましたら添付してください。(A4で2枚4P以内)

*他薦の場合も太枠内は必ず記載してください。その他の事項については分かる範囲で記載してください。

*提出いただいた資料等は返却できません。